

衆議院 法務委員会 議 録 第 十 三 号

平成十四年十一月二十七日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 佐藤 剛男君 理事 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君 理事 棚橋 泰文君

理事 加藤 公一君 理事 山花 郁夫君

理事 漆原 良夫君 理事 石原健太郎君

左藤 章君 笹川 堯君

下村 博文君 中野 清君

平沢 勝栄君 保利 耕輔君

松島みどり君 保岡 興治君

柳本 卓治君 吉川 貴盛君

吉野 正芳君 渡辺 博道君

仙谷 由人君 中村 哲治君

日野 市朗君 平岡 秀夫君

水島 広子君 山内 功君

石井 啓一君 木島日出夫君

春名 真章君 植田 至紀君

保坂 展人君 徳田 虎雄君

法務大臣 森山 眞弓君

法務副大臣 増田 敏男君

法務大臣政務官 中野 清君

政府参考人 (法務省民事局長) 房村 精一君

政府参考人 (法務省刑事局長) 樋渡 利秋君

政府参考人 (法務省矯正局長) 中井 憲治君

政府参考人 (法務省保護局長) 横田 尤孝君

政府参考人 (法務省入国管理局長) 増田 暢也君

法務委員会専門員 横田 猛雄君

委員の異動

十一月二十七日

辞任

横内 正明君

水島 広子君

不破 哲三君

植田 至紀君

同日

辞任

渡辺 博道君

中村 哲治君

春名 真章君

保坂 展人君

補欠選任

渡辺 博道君

中村 哲治君

春名 真章君

保坂 展人君

補欠選任

横内 正明君

水島 広子君

不破 哲三君

植田 至紀君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会衆議院第七九号)

裁判所法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出、第百五十四回国会衆議院第一八号)

検察庁法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出、第百五十四回国会衆議院第一九号)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出、第百五十四回国会衆議院第二〇号)

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○山本委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進め

ます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長房村精一君、刑事局長樋渡利秋君、矯正局長中井憲治君、保護局長横田尤孝君及び入国管理局長増田暢也君の出席を求め、説明を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 この際、森山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

○森山法務大臣 本年十一月八日、名古屋刑務所看守長渡邊貴志、副看守長前田明彦ら五名が特別公務員暴行陵虐致傷罪により名古屋地方検察庁に逮捕されましたが、矯正行政の意義を揺るがしかねないまことに遺憾な事件であり、関係者及び国民の皆様にも重くおわび申し上げます。

この事件については、名古屋地検において、本日、五名を公判請求することとし、現在、所要の手続を進めていると聞いておりますので、これまでに報告を受けている範囲で事実の概要等について御説明いたします。

まず、事実の概要等について申し上げます。

本件被害者は、本年二月二十一日に名古屋刑務所に入所しましたが、その後、戒護のため、保護房において革手錠を使用されることがあり、その過程で刑務官から事情聴取を受けるなどしておりました。

被害者は、本年九月二十五日朝、面接室において、前田副看守長からこれまでの規律違反等について事情聴取を受けましたが、同人は、被害者が相変わらず自己の非を認めようとせず反抗的態度

をとったことに立腹し、被害者の座っていたいすの足をけるなどいたしました。このため、被害者が立ち上がろうとしたところ、同日午前八時十五分ごろ、異状に気づいて駆けつけた刑務官において、被害者が前田副看守長に暴行を加えようとしている旨判断し、被害者を引き倒して制圧し、これを受けて前田副看守長が金属手錠をかけた上、渡邊看守長の指揮を受けて保護房に収容いたしました。

その後、前田副看守長は、被害者が既に制圧され、暴行を振るうおそれもないのに、懲らしめのために革手錠を使用することを考え、上司である渡邊看守長の了承を得、他の刑務官もこれに加わって、まず、中サイズの革手錠ベルトを被害者に使用いたしました。しかし、強く締めたらなかつたことから、小サイズの革手錠を取り寄せた上で、前田副看守長らにおいて、渡邊看守長の指示を受けつつ被害者に装着し、一番周囲の狭くなる穴で固定しようとしたのですが、それが困難であったため、その次に狭い穴で固定いたしました。

その後、同日午前九時四十分ごろ、前田副看守長は革手錠を解除しようとしたのですが、その際、さらに被害者を懲らしめようと考え、強くベルトを引いたり、一たん解除したベルトを再度被害者に巻きつけて強く引くなどしたものであります。

犯行後、被害者は保護房に放置されていましたが、被害者の異状に気づいた前田副看守長が医師に連絡し、診察の結果、腸間膜損傷等の傷害を負っていることが判明したため、病院に搬送され、開腹手術を受けました。

このような事件の背景について御説明いたします。

刑務所における戒具の使用については、監獄法十九条一項により、在監者に逃走、暴行または自殺のおそれがある場合に使用でき、さらに、革手

錠については、平成十一年十一月一日付矯正局長通達により、必要以上に緊度を強くして使用部位を傷つけ、または著しく血液の循環を妨げるなど、健康を害するような方法で使用してはならないとされております。

同年当時、名古屋刑務所においては、革手錠の使用は極力控えられておりました。しかし、受刑者数が増大する中、処遇困難な受刑者が増加したこと等もあり、前田副看守長らの進言を受け、同十三年夏ごろ、上司において、施設内の規律維持のため、監獄法に定める要件があれば革手錠の使用を差し控える必要はない旨了承をいたしました。その後、革手錠を使用する頻度がふえ、特に本年に入ってから、使用件数が増加するとともに、十分な監督がなされないまま、現場の刑務官の判断で革手錠が使用されるとの実情も生じておりました。

現在、名古屋地検においては、本年五月二十七日に名古屋刑務所内で革手錠を使用した収容者が死亡する事案についても捜査を継続中で、早急にその結論を出すものと思っておりますが、同刑務所の関係では、そのほかにも、本年十一月十八日に元受刑者からの告訴を受け受理した事案もあり、背景事情を含めてその全貌を徹底的に解明するとの観点から、今後とも厳正な捜査を行うものと承知しております。

また、検察当局による捜査とは別に、人権擁護局においても、事案の重大性にかんがみ、関係受刑者や刑務所関係者等から事情聴取するなど、名古屋法務局人権擁護部と共同して人権侵犯事件として鋭意調査を進めているほか、矯正局においても特別調査チームが引き続き徹底的な調査を行っており、全国行刑施設における革手錠使用案件についても、使用要件、使用方法等につき施設長による指導監督等が適切になされてきたか、なお調査を継続しております。

最後に、再発防止策等について御説明いたします。

革手錠につきましては、矯正局において、全施設

設に対してその適正な使用につき改めて注意を喚起し、矯正管区に対してもその適正な使用に関する指導監督の強化方を指示いたしました。将来の再発防止に向けた抜本的対策の検討、立案にも着手しております。

必要に応じ、局外の意見等も参考にし、抜本的な対策を策定する予定ですが、当面の緊急措置として、革手錠使用案件について矯正局及び矯正管区に速やかに全件報告すること、ビデオ設備のある施設においては、保護房における革手錠使用時の状況について録画することにつき、矯正局長通達を发出することとしております。

また、関係者の処分については、今後の捜査及び調査の結果を踏まえ、監督者を含め、厳正に対処する方針です。

以上、御報告申し上げます。

○山本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。漆原良夫君。

○漆原委員 おはようございます。公明党の漆原でございます。

ただいま法務大臣から、名古屋刑務所の事件に関する事件の概要、背景、再発防止策などについて御報告を受けましたが、大変に驚いております。今日の日本の刑務所内でこんなことが行われていたのか、本当にびっくりしておりますし、また本当に残念なことでもあります。刑務官が受刑者に暴行を加える、考えられないことでもあります。

現在の矯正施設が過剰収容問題等のさまざまな困難な問題を抱えておられて、矯正に対する国民的な関心も高まり、政府・与党の重要政策として今取り組んでいらっしゃるなか、今回の事件を初め刑務官による事故が多発し、矯正行政に対する国民の信頼が大きく失墜しております。矯正行政の信頼回復に向け、さらに徹底した真相の解明、そして今後、名古屋刑務所はもろろのこと、他の刑務所等においても、このような事件が発生しないように、再発しないように万全な対策を講ずる必要があると思っております。このような観点から質問

をしたかと思っております。

今、平成十一年に保護房への収容及び戒具の使用に関する局長通達が出されているという報告がありました。なぜこのような通達が出されるようになったのか、その背景と理由について、まず御説明をいただきたいと思っております。

○中井政府参考人 お答えいたします。

大臣の御報告にありましたように、平成十一年十一月一日付で矯正局長通達「戒具の使用及び保護房への収容について」が発出されております。この通達は、平成三年以降、矯正当局におきまして、各種の協議会の協議事項あるいは通知等を通じて、戒具の使用及び保護房への収容につき適正な運用がなされるよう行刑施設等に対し指導してまいりましたけれども、その集大成といったしまして、それまでに発出された通達を廃止し、一本の通達に集約するとともに、戒具の使用及び保護房への収容についての留意事項等をより明確にし、自後の運用及び事務処理のより一層の適正を期するために発出したものでございます。

○漆原委員 今回の名古屋刑務所の事件で革手錠の使用が問題になっておりますが、全国的行刑施設で革手錠の不適切な使用を理由とした裁判がなされておると聞いております。

まず、国家賠償請求訴訟になった件数はどのくらいあるのか、その裁判で国側が敗訴になった件数はどのくらいあるのか、という理由で敗訴になっているのか、また、敗訴事案について、その後国が控訴して逆転した件数があるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○中井政府参考人 これまで、革手錠の使用が違法であるということ等を理由といたしまして行刑施設の被収容者から提起された国家賠償請求訴訟についてはございませぬけれども、当局といたしましては、必ずしもその全容、正確な件数を把握しているわけではございませんけれども、おおむね数十件くらいはあるのではないかと承知しているところでございます。

これらの訴訟のうち、国が一審段階も含めまし

て敗訴いたしました事案で当局が把握しておりますのは、全体で五件でございます。この五件の敗訴事案に係る革手錠の使用を見ますと、いずれも平成元年から同八年にかけて行われたものと報告を受けております。

これら五件の敗訴事案のうち一件についてはありますが、委員の御質問にもございましたように、当初は、保護房収容中の者に対して革手錠を使用したことがその必要性なしとして違法とされたのでありますけれども、国側が控訴いたしましたところ、控訴審においては、革手錠の使用に違法はなかったとして国が逆転勝訴しております。したがって、敗訴が確定した事案件数から申しますと四件ということになります。

次に、この四件の内訳でございますけれども、平成元年の革手錠使用に係る一件につきましては、革手錠の使用要件それ自体が認められないというところでございます。残る案件は、平成三年以降の革手錠使用に係るものでございませぬけれども、当該被収容者の暴行を抑止するために革手錠を使用したことそれ自体は違法ではないとされたのでありますけれども、例えばその使用方法で、革手錠で両手を固定する位置が、両手を前とか両手を後ろとかいろいろあるわけでございませぬけれども、その両手を後ろとしたことが違法とされたというものでありますとか、使用期間の面におきまして、当初の使用は適法なだけけれども、一定の時点以上を経過した使用継続は違法である、こういうぐあいにされているというぐあいに承知しているところでございます。

○漆原委員 名古屋刑務所の革手錠の使用件数が急増したということですが、新聞等によっても、名古屋が非常に多い、ほかの刑務所では少ない、名古屋はその十倍近くあるというふうな報道もなされております。

全国の革手錠の使用件数、そして名古屋刑務所での使用件数、この数字がわかったら明確に教えてくださいたいと思っております。

○中井政府参考人 全国の行刑施設における革手

錠の使用件数につきましては、このたびの名古屋刑務所における九月の傷害事件の報告を受けまして、当局におきまして取り急ぎ調査いたしました。その結果を御報告いたしますと、全国ベースで申しますと、平成十二年が五百四十八件、平成十三年が五百八十三件、平成十四年、これは期中でございますが、九月末までの使用件数の合計が六百三十一件となっております。

このうち、名古屋刑務所における革手錠の使用件数の占める数でございますけれども、平成十二年は三十二件、平成十三年が五十八件でありましたが、平成十四年に入りまして急増いたしまして、九月末までの使用件数は百五十八件となっております。

この革手錠の使用状況等につきましては、なお現在、私どもの特別調査チーム等において詳細な調査を継続しているところでございます。

○漆原委員 今御報告がありました平成十四年九月まで、全国六百三十一件中、名古屋刑務所百五十八件、これはもう異常に多いと言わざるを得ない。ほかの施設に比べて名古屋刑務所の革手錠の使用状況、私は異常だと思ふんですが、法務当局はこれを掌握したのかどうか、いかがでしょうか。

○中井政府参考人 御指摘のとおり、名古屋刑務所における革手錠の使用は、本年に入りまして急増しております。その事実を把握いたしましたのは、今回の事件が発生して、とりあえずの、取り急ぎの特別の調査を実施してからのことでございます。

ちなみに私どもは、全行刑施設における革手錠の使用状況について、本省もしくは矯正管区が一年交代で監査しておりますけれども、それはその直前のおおむね一年分を対象期間としておりますので、本来ならば、十四年に入つての数字は来年度の監査する予定になっておつた。それで、この事件が起きた当時は、昨年度の分もことし監査する予定で、まだ監査に入つていなかった、そういう状況でございます。

○漆原委員 名古屋刑務所における異常な革手錠

の使用は名古屋刑務所全体で組織的になされていんじゃないかというふうな疑いもありますが、今回逮捕された五人の関与件数について把握されているのかどうか、聞きたいと思ふます。

○中井政府参考人 今回の事件発生を受けまして、本年一月から九月までの革手錠使用案件について調査いたしました。このうち、逮捕、勾留中の五名についての関与件数でございますけれども、指揮者でありますところの渡邊看守長が四件、それから革手錠を実際に実施する際の主導者というか、中心となつておつた前田副看守長が八十六件、それから実施の補助者が三名、現在逮捕、勾留中でありまして、それらの者はそれぞれ、四十二件、七件、五件であつたという報告を受けております。

○漆原委員 先ほど大臣の御報告にもありましたように、本年五月二十七日に名古屋刑務所内で革手錠を使用した被收容者が死亡しております。この五月の事案を本場に適切に処理、対応しておれば今回の九月の事案は起きなかつたんじゃないかというふうに思ふますが、この点はどうでしょうか。

○中井政府参考人 まず、お尋ねの名古屋刑務所の五月の死亡事案についてでございますが、これにつきましては、被收容者が急死しているわけでございますけれども、その死因等に不明な、つまびらかでない点がございますので、名古屋刑務所から名古屋地方検察庁に通報いたしました。その後、名古屋地方検察庁の捜査に全面的に協力いたしますとともに、捜査の支障でありますとか関係人のプライバシー等に配慮しながら刑務所側でも調査を進めた間に、新たに本件、現在逮捕、勾留中の九月の事件が発生したという経緯にございます。

名古屋刑務所では、五月の死亡事案発生後、刑務所長が幹部職員に対し、革手錠使用や保護房収容等に関し適正な運用を図るよう指導したという報告は受けているわけでございますけれども、その後の革手錠の使用件数等から見ますと、必ずしもこの指導が周知徹底していなかったことが現時点ではうかがわれるところでございます。

御指摘のとおり、五月の死亡事案発生後、特に革手錠使用の指揮者に当たるべき者をも含めまして、革手錠使用に関する実践的な訓練をよく実施するなど、もつと踏み込んだ指導がなされるべきではなかつたかという思いはございます。

先ほどの大臣の御報告にありましたように、十分な監督がなされないまま現場の刑務官の判断で革手錠が使用されるとの实情が生じたことにつきましては、まことに遺憾であると考えております。

○漆原委員 大臣、大臣は先ほど、今回の対策としてビデオの撮影及び報告を義務づけるということをおっしゃつておられますが、このような重大な危害を加えるおそれのある革手錠の使用に対し、これまでの法務当局の認識というのは甘かつたんじゃないかというふうに言われても仕方がないと思ふんですが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○森山国務大臣 まことに残念なことで、本当に申しわけないことだつたと思つております。

矯正当局では、かねてから、革手錠が被收容者の体を直接拘束するものであるということから、戒護の目的を達成するため合理的に必要と判断される限度を超えてはならないことなど、革手錠の使用要件を厳守するのとはもとより、その使用に当たりましては適正にこれを行うべきであること等につきまして、本省巡視や矯正管区の監察等を含めまして、機会あるごとに現場施設に対して指導するなどしてきたところでございます。

さらに、平成十一年には、戒具の使用及び保護房への収容に関する矯正局長通達を出したところでもあるのでございますが、それにもかかわらず、この通達に違反し、そのような事件が発生させたということは、痛恨のきわみと言わざるを得ないというふうに思つております。

先ほど御報告申し上げましたとおり、革手錠の使用につきまして、当面の緊急措置といたしまし

て、矯正局及び矯正管区に速やかに全件報告をさせるとともに、使用時等の状況をビデオにより録画することといたしまして、本日、新たに矯正局長通達を发出する予定としておりまして、今後のより適切な運用の確保を図りたいと考えております。

現在、矯正局の特別調査チームが、本件の原因、背景事情等の徹底的な調査のほか、全行刑施設における革手錠の使用状況等の調査を継続しておりますので、この調査結果を踏まえ、このような事件が二度と起こらないように抜本的な対策を講じてまいりたいと考えております。

○漆原委員 大臣にもう一点お尋ねしたいんですが、報道によりますと、こんなふうに出ていますが、受刑者は名古屋弁護士会に人権救済の申し立てをしており、これに対し刑務官が感情をエスカレートし、過剰な制圧行為に及んだ可能性があると。

これは新聞報道でございますが、捜査中でここまで掌握されているかどうかわかりませんが、これは大変な問題であります。どうか、この点についての事実関係の解明を全力でやっていただきたい。人権救済の申し立てをしつらそれを逆恨みして制圧行為に及んだなどということが許されていいはずがないわけですから、そこところは、今後の捜査の中で、動機、事案の解明をしつかりやつていただきたいと思ふます。これが第一点。

もう一つは、人権救済の申し立てと検閲の問題であります。

今回も、刑務官からいろいろな人権侵害を受けているということを理由にして名古屋弁護士会に人権救済の申し立てをこの被害者はしたようでございますが、それが加害行為を行ったとされている刑務官に全部知れるというシステム、これではもう被害を受けた受刑者は救済の申し立てのしようがないと思ふんです。

だから、そう考えてみれば、私は、この人権救済の申し立て、刑務官の処遇に対して、処遇が問

違っているんだ、被害を受けているんだ、助けてほしい、こういう被害者の申し立ては検閲の対象から外すべきだというふうに思いますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○森山国務大臣 この件につきましては人権擁護局も大変憂慮しております、先ほどの御報告でも申し上げましたが、人権尊重の立場から調査を始め、続けていくところでございます。

一般に申しますと、被收容者が出す信書を検閲することに一応なっておりますが、この目的は、施設の規律とか秩序を害する行為や、逃走あるいはその他收容の目的を阻害する行為を防止するということとともに、検閲を通じて知ることができる事項を当該被收容者に対する処遇の適切な実施に役立てたいということもございまして行っているわけでございます。ですから、被收容者が弁護士さんと司法機関等に各種の不服申し立てのための書面を発信される場合であっても、このような規律及び秩序を害する行為等の記載の有無を確認するという限度におきまして、検閲は必要であるとは考えております。

当然のことですけれども、検閲によってわかった内容をこのような目的以外に流用するということは許されませんし、まして、施設にとつて不都合な内容であるからといって、発信をとめるというようなことはおよそあってはならないというふうに考えております。

○漆原委員 これは中井局長で結構ですが、検閲をする人、これはどういう立場の人になるんでしょうか。

○中井政府参考人 被收容者が在監しておりますところの刑行施設の職員でございます。

○漆原委員 いや、職員であることは間違いないと思うんだけど、担当の職員がいると思うんだけれども、どういう立場の人、例えば刑務所の所長とか、あるいはそういう担当の人がいるのか、どういう役職の人がいるのか、その人と当該刑務官との関係はどうなっているのか、この辺いかがですか。

○中井政府参考人 一般的に申しますと、そういった検閲業務に当たりますのは、書信係と申しまして、これを専従にやっている職員が従事しております。したがって、被收容者の処遇に直接携わる者がその検閲を行うという取り扱いはないものと承知しております。

○漆原委員 例えば、何とか係という人が信書を見た、その内容を仮にはその担当の、今回でいえば刑務官にこんなのが出ていますと漏らした、こうなると何か処罰の対象になりますか。

○中井政府参考人 一般的に申し上げれば、処罰という意味では対象とならないと思います。(漆原委員「懲戒でもいい」と呼ぶ)事柄の違法性の度合いに応じて具体的に判断されるべき事項かと思ひます。

○漆原委員 受刑者が助けてくれといって不服申し立て書を出した、その内容が、おまえのことが書かれているぞというふうに信書を見る人から当該刑務官に知らされる、こんなふうなことがあつてはもうとんでもないことですね。だから、そういう内容を他人に知らせること自体が違法なんじゃないのか、規律違反なんじゃないのかなどというふうに私は思うんですが、明確に規律違反と言えないんでしょうか。

○中井政府参考人 先ほど大臣が御答弁されましたように、検閲目的には、大まかに分けて、一個だけでございます。施設の規律及び秩序を害する行為を防止するというのがございます。それからもう一点が、逃走その他收容の目的を阻害する行為を防止するということもございまして、また、さらにもう一点といたしまして、検閲を通じて知ることのできる事項を当該被收容者に対する処遇の適切な実施に役立たせる。この三点あるわけでございます。この三点の目的に応じて書信係からそれぞれの担当職員に対して必要最小限度の情報伝達されることは、これは違法とは言えないのではないかと、かように考えております。

○漆原委員 生徒が学校の先生に、自分の仲間にいじめられているということを何とかしてほしいというふうに言ったら、学校の先生がそのいじめた人を呼んで、おまえ、あいつからいじめられているというふうに言われたけれども、どうなんだ、こんなふうな苦情申し立てがあつたぞというふうに言つた、それがまたいじめの原因になつたと同じことですよ。違うかな。

今、逃走だとか秩序だとかあるいは処遇に役立たせると言われども、人権侵害があつたということを書いていくのに、人権救済の申し立てをしているのに、その事実を侵害した人に知らせることなんか、何にもこれは処遇の改善になりませんよ。だから、そんなことを言わないで、むしろ受刑者が自由に物事を言える状況、環境をつくつておかなければ、いじめられているということなんだから、受刑者が自由に刑務所外の人に救いを求める方法、手段を講じておかなければ、受刑者の人権なんというのは尊重されないんじゃないですか。どうでしょうか。

○中井政府参考人 御指摘の点はまことにそのとおりだと思います。先ほど申しましたように、大まかに分けて三つぐらいの検閲目的があるわけでございますけれども、当然のことでございますけれども、検閲の際に書信係が内容を了知することはあり得るわけです。しかし、当該内容につきまして、今申し上げた大まかに分けた三つの目的以外で流用することは許されないこととでございます。

例えば、今申し上げる例に敷衍して申し上げますと、人権救済の申し立てをしたということ自体が、何も、規律及び秩序を害することにもならず、逃走その他收容の目的を阻害することにもならず、もとより、被收容者に対する処遇の適切な実施にその情報を流用することがない一般的な実施に考えられるわけでございます。このような場合にはその了知した内容を目的以外に流用するということは許されないと、かように考えているわけでございます。

○漆原委員 最後に大臣、今やりとりを聞いていてどんなふうにお感じになつたのかわかりませんが、看守にいじめられている、困つた、助けてくれ、こういう受刑者の要望、受刑者が本当のことを自由に言える環境づくりをするためには、やはり私は、こういう不服申し立てあるいは人権救済の申し立ては検閲の対象から外すべきだというふうに思いますが、もう一度大臣の所見を求めます。

○森山国務大臣 この事件を契機といたしまして、この事件自体の真相を解明するということも大変大事であります、その上で再発防止ということを徹底的にやらなければいけないと考えております。

そのうちのひとつといたしまして、刑務官の仕事ぶりあるいは受刑者の処遇その他、全体としてよく見直さなければいけないことを考えておりますので、先生の御指摘も踏まえて十分検討していきたいというふうに考えております。

○漆原委員 ぜひともいい方向で、そういう検閲の一部見直しという方向で検討していただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

それから、大臣おっしゃつた、当面の施策として、ビデオ設備のある施設については、保護房での革手錠使用状況について録画をするところありますが、この名古屋刑務所の五月の死亡事案、九月の致傷事案について、事案の状況を撮影したビデオテープ、報道によると一部あつて、悲鳴が録音されているというふうな報道もなされておりますが、その五月の事案と九月の事案のビデオテープが存在しているのかどうか、いかがでしょうか。

○中井政府参考人 お答えいたします。実はこれは捜査と密接に関連する事項なので、ただいま私が刑事局長とも協議させていただいて御答弁させていただきます。

お尋ねの名古屋刑務所の五月の死亡事案のテープの存在でございますけれども、これは、現在、名古屋地方検察庁において捜査中の具体的事件の個別証拠があるかないかということにかかりまします。それから、今後の捜査等の過程でおのずと明らかになつてくる事柄であらう、かように思っております。

また、現在、公判請求手続が進行中であると御報告させていただきました名古屋刑務所の九月の致傷事件のビデオテープにつきまして、ごさいすけれども、これまでこの答弁は差し控えさせていたところであり、本日、この事件につきまして公判請求手続が進められること等にかんがみまして申し上げますと、当方の調査で当該ビデオテープの存在は確認しており、既に名古屋地検に渡されているとの報告を受けております。

○漆原委員 最後に、報道によりますと、この被害者は、人権救済の申し立てについて、いろいろな資料を自分の大学ノートに書き込んでおいた、またいろいろな暴行があった事実も書き込んでおいた、それを刑務官が来て全部取り上げて破棄したというふうな報道もなされております。

いずれにしても、一連の今の私が申し上げたことも含めて徹底した真相解明をしていただきたい、そして、断じて今後こういう事案の再発がないように頑張ってもらいたいということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 次に、山花郁夫君。

○山花委員 民主党の山花郁夫でございます。

冒頭、ちよつと大臣に確認をさせていただきたいことがあるんですけども、過日もこの問題について少しお伺いをいたしましたが、そのときには、しかるべきときに報告をしたいという御発言がございました。

ただ、きょう御報告いただいたことにつきましては、十一月の事件については比較的事案などについても御報告があったんですが、五月の死亡事案については、捜査中ということで短い御説明だったんですけども、これは本当に我が国の法務行政の信頼の回復、あるいは本当に今回それを傷つけたということだと思えますので、これについてはまた別途御報告をいただけるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○森山国務大臣 事態が解明されました段階で、

御報告の機会を得られるかと思えます。

○山花委員 委員長、また別途、その問題については当委員会でもやはりしっかりと点検を行うべきだと思えますけれども、御配慮いただけますでしょうか。

○山本委員長 理事会で協議させていただきます。

○山花委員 それでは、この十一月の事件について今御報告があったところに関しまして、少々不明な点もございしますので、質問をさせていただきます。

今、大臣の御発言によりますと、本件の被害者は、本年二月二十一日に名古屋刑務所に入所しましたが、その後、戒護のため、保護房において革手錠を使用されることがありと、使用されることがありという表現でしたけれども、これは何回ぐらい今まで使用されていたんでしょうか。

○樋渡政府参考人 お答えいたします。

本件被害者は、名古屋刑務所におきまして、九月十二日から二十五日までの間、五回保護房に収容されまして、七回革手錠を使用されておりました。

○山花委員 保護房が五回で革手錠が七回ということでございますね。

また、大臣の御発言の中で、その過程で刑務官から事情聴取を受けるなどしておりましたということですので、これは何か規律違反があつて、それに対して、恐らく面接室か何かで、どういうことだという事情聴取を意味しているんだと思えますけれども、これはどういった規則違反があつたのか、事情聴取を受けるに至った過程などはわかつているんでしょうか。

○樋渡政府参考人 まず、全般的にお答えいたしますと、本件被害者は、本年四月ごろには懲役作業を怠業したことにつきまして、本年六月ごろや本年七月末ごろには他の受刑者との間で問題を起したことににつきまして、本年九月ごろには、懲役作業を拒否したり、刑務官に対して反抗的な態度をとったり、ノートの使用規則に違反したこと

などについて、事情聴取をされていたものと承知しております。

具体的に申し上げますと、本年四月ごろは、被害者は、刑務所内の工場で懲役作業中、エアドライバーのエアを体に吹きつけるなどをして怠業したというようなことが一つ一つ事情聴取されていたということでございます。

○山花委員 済みません、もう一回ちよつとお願いしたいところがあるんですが、最後、ノートの使用規則違反と言われましたが、ノートの使用規則違反。もう少し具体的に御説明はいただけますでしょうか。あるいは、きょうの時点ではそこまでということでしょうか。ノートの使用で何かまずいことがあるのか、ちよつと疑問なんです。

○樋渡政府参考人 ノートに同房者、受刑者の名前や看守の名前を記載していたということが規律違反で問われたものでございます。

その使用規則がなぜあるかということの御尋ねだろうと思うのでありますけれども、ノートに他の受刑者の氏名や連絡先等を記載していた場合、例えば出所後に金品等を無心に行ったり、あるいは当該ノートを外部の者に送付して、その者が当該記載内容を知ることによって不正連絡等を企図されるおそれがあるなど、受刑者の教化上や施設の規律、秩序維持上支障が生ずるおそれがあることから、これらを未然に防止するために、ノートを使用するに当たつての心得事項の一つとして、ノートには他の受刑者の氏名、住所、電話番号等は記載しないよう指導しておりますが、このよう

な記載があつたことをもって直ちに規律違反行為として懲罰を科すということはないものというふうな報告を受けております。

○山花委員 かつてこの委員会でも、規律がちよつと厳し過ぎるんじゃないかという議論もあつたと思えますし、今御説明を伺った限りでも、そういう記載をすると確かにそういうおそれ、抽象的なおそれはあるかもしれませんが、そこまで抑制しなければいけないのかとちよつと疑問がございします。ただ、その点については、意見

は今のところそういうことで、またしかるべきときに議論させていただきたいと思えますが、きょうの法務大臣の御説明に関連して先を急ぎます。

その後、事情聴取を受けている際に、反抗的態度をとつたことで、前田副看守長が立腹して被害者の座つていたイスをけるなどした。このため被害者が立ち上がろうとしたというわけですから、イスをけたことによつて転がり落ちていたと思ふのです。これだけで特別公務員暴行陵虐の構成要件に当たっているような気がいたしますけれども、その後、被害者が既に制圧されているにもかかわらず、懲らしめのために革手錠を使用することを考えとあります。

革手錠というのは当然、懲らしめのために使う戒具ではありませんが、違法なことであつたという、法務大臣の御発言ですからそういう御認識だと承りますが、その上で、しかし強く締まらなかつたことからということで、小さいサイズの革手錠を取り寄せて、渡邊看守長の指示を受けながら被害者に装着し、一番円周の狭くなる穴で固定しようとしたが、それが困難であつたため、その次に狭い穴で固定しましたとあります。

これが恐らく原因となつたのであります。腸間膜損傷等の傷害を負つたということですから、これは相当きつく締め上げたのではないかと推測されるんですけども、この被害者のウエストのサイズと、一番円周の狭くなる穴は何センチか、あるいは、実際に一番狭いところに固定しようとしたのが困難だからその次に狭い穴ということですので、それが何センチかということは今わかつていないんでしょうか。

○樋渡政府参考人 報告によりますと、小さなサイズのベルトの最小の穴で固定した場合の円周は六十センチでありまして、最小から二番目に小さい穴で固定した場合の円周は七十センチであるということでございます。また、被害者の胴回りは約八十センチであつたということでございます。

○山花委員 約八十センチの人を最初六十センチで固定しようとしたというんですから、相当これ

は締め上げないと無理です。七十でも相当きつ
と思います。相当これはひどい事案だったので
はないかということが明らかになったのではない
かと思います。

その次ですけれども、大臣からの御説明で少し
わからないところがあつたんです。その後とい
うことで、同日午前九時四十分ごろ、革手錠を解
しようとして、強くベルトを引いたり、再度被害
者に巻きつけてということがあつたようですが、
その後のこの時間的な経緯がちょっとよくわか
りません。被害者は保護房に放置されていまし
たが、被害者の異状に気づいた前田副看守長が医
師に連絡し、診察の結果ということで傷害が判明
ということなんですけれども、同日の九時四十分
ごろにいろいろあつたという以降の時間的な経
緯について御説明いただきたいと思ひます。

○森山国務大臣 御説明申し上げる前に、一言追
加の御報告を申し上げます。

ただいま、九時三十二分に名古屋地方検察庁に
おきまして、名古屋刑務所刑務官五名を特別公
務員暴行致傷致傷によりまして名古屋地方裁判
所に公判請求したとの報告がございました。

起訴されましたのは、名古屋刑務所看守長渡
貴志、副看守長前田明彦、岡岡本弘昌、看守小
宏樹、岡田池一でありまして、その公訴事実の要
旨は、被告人五名は、名古屋刑務所に勤務し、被
収容者の処遇、戒護及び規律維持等の職務を担
当していた者であるが、同刑務所に収容されて
いた懲役受刑者、当時三十歳が、かねてから反
抗的態度を示しているとして、懲らしめの目的
で、共謀の上、本年九月二十五日午前八時十五
分ごろから午前九時四十五分ごろまでの間、同
刑務所保護房において、その必要がないのに、同
人に対し、その腹部に革手錠のベルトを巻きつ
けて強く締めつけ、腹部を強度に圧迫するなどの
暴行を加え、よつて同人に加療約七十日間を要
する外傷性腸間膜損傷等の傷害を負わせたとい
うものでございます。

ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。

被害者は、九月二十五日午前九時四十五分
ごろ、革手錠を解除された後、保護房に放置さ
れておりましたが、前田副看守長が被害者の異
状に気づいたことから医師に連絡し、午前十時
四十分ごろ、医師が診察をしたところ、腸間膜
損傷等の傷害を負っていることが判明し、同日
午後零時ごろ、手術をするため愛知県豊田市内
の病院に搬送され、同所において開腹手術をし
たということを承知しております。

○山花委員 十時四十分には医師が診たとい
うことですので、そういったと、約一時間後とい
うことになります。

今回の件で、これは大臣にお伺いしたいん
ですけれども、保護房に収容することについての
管轄は今保安部門になっていると思ひます。こ
れをやはり医務の部門と共管にするか、あるい
はもう本当に医務の方に移すとか、そういうふう
にしないとか、戒具を使用して、すべてのケー
スが今回と同じようなことになっていると申し上
げませんけれども、やはり、例えば保護房の収容
の前あるいは後に医師による診断などを義務づ
けるような形にしないと、今回も約一時間、医
師に診せるまで時間があつてこういうことにな
っているわけですから、本来的にはこういった事
件が起きないことがもちろんなんですけれども、
その後の処理として適切な処理がなされるため
にはそのようにすべきであると思ひますが、いか
でしょうか。

○中井政府参考人 保護房でございますけれども、
その性格について御説明いたしますと、監獄法
令に基づく戒護のため隔離の必要がある場合に
ついての独居拘禁の一形態でございます。逃走、
暴行、傷害、自殺または自傷するおそれがあり
、また、その制止に従わず、大声あるいは騒音を
発し、あるいは房内を汚染させる、器物損壊等
の異常な行動を反復するおそれのある被収容者
の鎮静や保護に充てるために設けられた居房で
ございます。

容するか否かということとは、まさに施設の規律
及び秩序の維持のためになされる措置の一つで
ございますので、この保護房収容等につきましては、
まさに保安業務に通じた保安部門の所管とせざ
るを得ません。したがって、矯正当局といたし
ましては、保護房の管轄を医務部門へ移管する
ことは相当でないかと考えておるところでありま
す。

なお、先ほど大臣の御発言にもございましたよ
うに、矯正局から通達を出しております。保護
房へは、精神または身体に異常のある者につい
ては、医師に診察させ、健康に害がないと認めら
れる場合でなければ収容してはならない、また、急
を要し、あらかじめ医師に診察させることができ
ない場合には、収容後、直ちに医師に診察させな
きゃならない、これに加えて、保護房収容中の
者については、常に医師にその心身の状況を確
実に把握させ、必要に応じて診察させることとさ
れておるところでございます。

したがって、保護房収容中の被収容者の健康
の面につきましては、医務部門が関与し、適切
に管理することとされておるわけでございまし
て、矯正当局といたしましては、今後とも、保安
、医務、両部門の連携を密にさせまして、適正な
運用に努めていきたいと思ひます。

○山花委員 いや、そうなんですね。この
うなっているんです。例え保護房に入れたかど
う今回のケースでも、例え保護房に入れたかど
うかという話ではなくて、革手錠の使用について
も、今の大臣の御報告ですと、前田副看守長の
進言を受け、十三年夏ごろ、十三年の夏です
から去年の夏です。上司において、施設内の規
律維持のため、ここからなんです。監獄法に定
める要件があれば革手錠の使用を差し控える必
要はない旨了承しました。監獄法の要件を整理
すれば通達は無視してもいいというようにも強
く推測されるような、そういう話が出てくるわけ
でありまして、やはり制度設計の上で共管にする
ような形が望ましいのではないかと思ひます。この
点に

ついては、ちょっと時間もありますので、意見
だけ申し上げさせていただきますと思ひます。
ところで、ちょっと革手錠の方に論点を移して
いきなさいと思ひますけれども、現在、革手錠
というのは各刑務所に何本ぐらい備えつけられ
ていようか。また、総計で何本かということ
を把握されていようか。

○中井政府参考人 革手錠は、全国の行刑施設
に整備されております。その本数は、平成十四
年三月三十一日現在で約千本でございます。

各施設ごとの整備状況についてでございます
が、施設の収容規模でありますとか保安、警備
上の必要度等によって異なります。例えば、拘
置所などの小規模施設では数本くらい、収容人
員が多い大規模施設の中では二十本を超える革
手錠が整備されている施設もございします。

○山花委員 ところで、十一月十六日の東京
新聞の記事で、保護房とか革手錠に関する情
願、告訴・告発の件数についての記事が出てお
ります。私も同様のものが手元にありますけれ
ども、報道によれば公式のものではないという
話であります。情願、告訴・告発の件数という
のが、九一年には情願が六百四十四であった
のに対して二〇〇〇年には二百五十九、告訴・
告発が九十六に、九一年は三百であったの
に対して二〇〇〇年は三百十六、その他が千
二百六十四、このような資料がありますけれ
ども、この報道の件については確認をされてい
ますでしょうか。

○中井政府参考人 特定の新聞の記事内容につ
いてのお尋ねでございますけれども、お尋ねの
記事に係りますところの情願、告訴・告発の件
数等のデータにつきましては、矯正当局で公開
した事実でございます。また、当然のことながら、
当該記事に出ておりますところの資料というも
の私どもが取りまとめたものではございません。
ただし、当該新聞の記事から私どもの担当者
が資料の写しなるものを示されまして、コメン
トを

求められた経緯はございます。その際に、取り急ぎ中をざっと確認した限りでは、情願や告訴・告発の件数等の数値自体は私どもが把握しているものとおおむね同じような傾向にあるのかなという報告は受けております。

○山花委員 それは今現在でも同じような認識だということでしょうか。つまり、大体こういった数字だと。

○中井政府参考人 大体おおむね同様な数字であるという認識でございます。

○山花委員 ところで、これは革手錠使用のケースではないのですけれども、平成十一年に府中の刑務所で、十二年に横須賀の刑務所で、十四年にまた府中の刑務所で、保護房で収容された方が亡くなっているケースがあるのですけれども、これの死因、こういった形で亡くなったのかについて御報告いただけますでしょうか。

○中井政府参考人 平成十一年の府中刑務所の事案でございますけれども、同年八月、同刑務所に収容中の四十代男性の受刑者が、職員の制止に従わず、大声を發し、房の扉を殴打するというようなことがございまして、保護房に収容いたしました。その報告を受けております。その収容翌日、職員の呼びかけに応じなかったために、保護房収容を解除いたしました。救急医療措置を講じたものの、同日死亡したと聞いております。死因は急性心不全とされまして、外傷等もなく、同刑務所の対応に問題はなかったと報告を受けております。

続きまして、平成十二年の横須賀刑務所の事案についてでございますが、同刑務所収容中の五十代男性の受刑者が、職員の制止に従わず、便器のふたなどの房内の備品を壊すなどの異常行動を反復してございましたため、保護房に収容いたしました。収容の翌朝、職員の呼びかけに応じなくなったため、保護房収容を解除いたしました。救急医療措置を講じたものの、同日死亡いたしました。その死因は脳腫瘍であり、外傷等もなく、同刑務所の対応に問題はなかったと報告を受けております。

平成十四年の府中刑務所の事案につきまして、同年三月、府中刑務所に収容中の四十代男性の受刑者が、職員の制止に従わず、大声を出したりあるいは騒音を發するなどいたしましたために、保護房に収容いたしました。収容後十二日目でございますけれども、職員の呼びかけに応じなくなったため、保護房収容を解除し、救急医療措置を講じたものの、同日死亡いたしました。死因は急性心不全とされ、外傷等もなく、同刑務所の対応に問題はなかったという報告を受けております。

また、これらいずれの案件につきましても、革手錠は使用しておりません。

○山花委員 十二年の横須賀の件は脳腫瘍ということなので、今の御報告からはそんなに違和感はないのですが、十四年の件ですと、十二日間保護房に入っていたということだけでも、私は今ちょっとおやっと思ったのです。

府中のケースですと、局長、今御自身で御報告をされていて、先ほどの医療の部分とはちゃんと連携してありますよという御報告と、自分で何か矛盾を感じませんか。つまりは、あけてみたら亡くなっていたという状況なわけですから、やはり中に入つて適時お医者さんが点検していればそういうことは起こらなかったのじゃないかというふうに思います。これは通告はしておりますけれども、ちょっと今御答弁の間で私は非常に違和感を感じたのですけれども、この件は、少しこちらで御答弁を精査させていただいて、また改めて取り上げさせていただきたいと思っております。

これも通告してないのですが、大臣、今の話からすると、ちょっとおかしいと思いませんか。つまりは、やはり医療部門がもうちょっと関与していないかという事件というのは起こってしまふと思うのですけれども、ぜひ御検討をいただくことはできないでしょうか。

○森山国務大臣 先ほど矯正局長が御説明したような目的で保護房の収容ということではしているわけでございますので、まずは、表に立つ責任のあ

るのは保安部だと思っております。必要に応じて医療部門もかかわってくるということで、当面はそれで対処するべきではないかと考えております。

○山花委員 時間もなくなつてまいりましたので、幾つか事前にお答えいただくことをお願いしていたケースがあるのですが、こちらから何件か少しお話を申し上げて、一点だけ。

平成十三年に岡山刑務所、十四年に下関の拘留支所で、保護房に収容されていた者が重病で病院に搬送されたというケースもございまして。これは革手錠を使用しているケースではありませんが、大阪拘留支所では、ことし三月二日の夜、拘留所の独居房で首つり自殺を図つて大阪市の病院に搬送された方が亡くなっております。滋賀の刑務所では、二〇〇一年十一月二十七日に自殺を図つたケースがあつて、この後は仮釈放になったのでしたか、そういったケースが出ております。

非常にこういうケースが多いということが気になるのですが、特にことしに入つて千葉の刑務所が非常に気になっております。

例えば、ことしの五月五日、午前零時十分ごろ、窓の鉄格子にシーツを巻きつけて首をつつていたのを職員が見回り中に発見して、死亡したというケースがありましたね。これは、まず一つ、事実関係の確認を求めたいと思っております。

また、千葉の刑務所で、ことしに入つてから受刑者や被告が自殺するのはこのケースだけではなくて、数件あると聞いておりますけれども、実態を把握しているでしょうか。

またあわせて、私は、この千葉の数字というのはことしに入つてちょっと異常じゃないかと思うのですけれども、この辺の御認識について伺いたいと思っております。

○中井政府参考人 お尋ねの千葉刑務所における自殺案件についての事実でございますけれども、ことしの五月五日、午後零時ごろ、千葉刑務所におきまして、業務上過失傷害等の罪名により収容中の五十七歳の男性受刑者が、居室の窓に設置されている鉄格子にシーツを結びつけて縊首自殺し

ているところを職員が発見いたしました。直ちに救命措置を講じながら外部の病院に搬送いたしました。同日午前一時ごろ同病院の医師により死亡が確認された旨の報告を受けております。

また、千葉刑務所から、本年に入つてこれ以外にも二件の自殺事故の報告を受けております。一件目は、本年一月五日に受刑者が、居房の上部に設置されたラジオのスピーカーのカバーに通したひもを用いて、同様縊首自殺した事案でございます。二件目は、同月十八日に受刑者が、居房の窓に設置されている鉄格子に通した上着を用いて、やはり同様に縊首自殺した案件でございます。

お尋ねのとおり、千葉刑務所におきましては、本年中に三件の自殺事故が発生しているところでございます。

自殺というのは、事柄の性質上、完全に防止するということは非常に難しいものでございまして、例えば中には、自分の首に巻きつけて布団の中に寝た状態のまま自殺するというような形もございまして、なかなかこれを発見、防止することは難しいんでございますけれども、いずれにいたしましても、拘禁の確保ということは行刑施設の基本的使命でございますので、いろいろ過剰収容等で職員負担は増しておりますけれども、事故防止のため適切な措置を講じるよう指導してまいりたいと思っております。

○山花委員 ちょっと時間を調整させていただきますので、少し続けさせていただきます。

要するに、千葉の刑務所については続いているというのは間違いないわけで、今回の革手錠の件も、一つ出てきて、後からいろいろ調べてみたらやはりこれだけ問題があったということですので、わからないですよ。千葉の件はたまたま続いで、偶然なのかもしれませんけれども、偶発的なのかそうでないのかということについてはぜひ点検をしていただきたいということを申し上げます。

最後に、法務大臣が今後の再発防止策というこ

とで、「ビデオ設備のある施設においては、保護房における革手錠使用時等の状況について録画することにつき、矯正局長通達を発出することとしております。」とあります。

ビデオ設備のある施設においてはというふうな限定がついてしまっておりますが、先ほど漆原委員からのお話で、ビデオテープの存在というものは確認しているという話もありましたけれども、ただ、報道によると、一回録画したのをまた消しちゃったなどということも報じられております。

し、革手錠使用案件については、もともと言えば保護房を使用したケースについてはビデオカメラで録画をしておいて、それを矯正局なり矯正管区に、使用した件についてはこういうことであるというふうに、ちゃんとビデオも報告書と一緒に報告するという形をとることがやはり再発防止ということだと思いますと一番適切なのではないか、このように考えるんです。

もちろん、現在ビデオ設備のあるところ、ないところあるんでしょうけれども、今後ないところについては備えるべきではないか、そして今申し上げたような形で再発防止ということを図るべきでないかと考えますが、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 先ほど確かに報告申し上げました中で、再発防止のための緊急措置として、ビデオ設備のある施設においては、保護房における革手錠使用時等の状況について録画することにつき、矯正局長通達を発出するということを申し上げます。

ただ、矯正局において通達を発しまして、当分の間ビデオ設備のある施設においては保護房における革手錠使用等の状況を録画することになったいたしましたのは、あくまでも当面の緊急措置でございまして、根本的には、もっとよく慎重に検討し、いろいろな方策をそのほかにも考えなければならぬというふうに考えております。

現在、ビデオ機器設備の状況から、被収容者を保護房に収容して革手錠を使用した際、すべてをビデオカメラで録画するということを義務づける

ことはできないわけですが、そのような点も考慮いたしまして、ビデオ機器の設備がない施設におきましては何かそれにかわる方法を考える、あるいは革手錠の使用についても全件を報告したするなど、そのような取り扱いをとりあえずしたいというふうに考えております。

○山花委員 時間が参りましたので、質問を終わります。ありがとうございました。

○山本委員長 次に、中村哲治君。
○中村(哲)委員 民主党・無所属クラブの中村哲治でございます。

先週に引き続きまして、難民問題について二度目の質問をさせていただきます。本日は、難民申請者及び難民申請について不認定とされたけれども取り消し訴訟を行っているような人たち、いわゆる難民絡みの人たちの収容についてお聞きいたします。特に、仮放免について議論をさせていただきます。したいと思います。きょうは副大臣を中心に伺いいたします。

前回の質問で、難民絡みの人とそうでない人と収容期間にどれほどの違いがあるのかという質問をさせていただきました。そのときに、難民絡みの人は現在四十九人収容されていて、平均二百六十七日、ほぼ九カ月間収容されているという話でした。また、そうした方々ではない方々は千八十五人収容されていて、平均日数は五十日だった。つまり、難民絡みかそうでないかということで、九カ月と五十日と大きな差があるということなんです。難民絡みの場合において、なぜこのような収容が長期に及んでいるのでしょうか。

○増田副大臣　お答えをいたします。

難民認定申請が不認定となり、退去強制手続に基づきまして收容されている者につきましては、その大半が旅券等送還要件が整わなかったり、難民不認定処分取り消し請求等の訴訟を提起したことなどの理由から、比較的收容期間が長期となっております。

以上です。

○中村(哲)委員　　ということは、帰したくてもな

なかなか帰せない、客観的状况が整っていないという理解でよろしいのでしょうか。

○増田副大臣 おつしやるとおりでございます。帰る要件が整っていない、このように実はなっております。

○中村(哲)委員 少し実質的なお話を答弁に基づいてさせていただきたいと思っております。私の質問の趣旨が明瞭でない場合はまた聞き返していただいて、実質的な審議をさせていただきたいと思っております。

前回の質問で副大臣にお聞きしたことに、こういうことがありました。いつ仮放免されるかわからない状態ですつといくという状態にあるということは大臣のお気持ちとしてはいかがお感じになられるでしょうかということを私はお聞きしました。そうすると、副大臣は、「いろいろな事情、背景があつて延びているんだと思いますけれども、結論的には心配で心配でたまらないと思います。」とおっしゃいました。

収容されている側のお気持ちになった場合には、心配で心配でたまらない、そういうふうには大臣もお答えになっていたので、そのお気持ちでまたイメージしながらお答えいただきたいんですけども、退去強制令書に基づく収容は無期限となっています。ここは質問通告していることでもありますけれども、結果的に無期限に身体拘束がなされている、そのことについて大臣は、この間は心配で心配でたまらないという結論でおっしゃっておりますけれども、それについての感想はいかがでしょう。

○森山國務大臣　退去強制令書が発付された者に
つきましては速やかに送還するということが前提
でございますが、今おっしゃったように、送還要
件が整わないなどのことで収容期間が比較的長期
間に及ぶということは現実にあるわけでございま
す。そのような場合には、仮放免を弾力的に運用
するというようなやり方で柔軟に対応いたしてお
ります。

なお、退去強制手続における収容は刑罰ではご

さいませんが、被収容者の処遇に当たっては、保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由を与えるということなど、人権に配慮した取り扱いに努めております。

○中村(哲)委員　人権に配慮した取り扱いをしているということなので、その実質的な議論をさらに進めさせていただきたいと思っております。

収容令書に基づく収容、つまり、三十九条に基づく収容というものは、四十一条で期限が三十日と決まっております。やむを得ない事由があるときであっても、最大三十日しか延長することができません。つまり、最長でも六十日間というのが三十九条での収容の期間であります。そして、この退去強制令書に基づく収容というのは、五十二条五項による収容なんですけれども、その収容を考えた場合、三十九条、四十一条の収容期間から考えると、長期にわたるような収容というのは、この五十二条五項の収容というのは想定してないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○増田副大臣 退去強制令書を發付された外國人につきましては、入管法第五十二條第三項の規定により、御發言のとおりであります、速やかに本邦外に送還することとされており、送還することができないときは、同條第五項の規定により、送還可能のときまで收容することとなっております。

このような規定の趣旨から、本来、長期にわたる収容は望ましいものではありませんけれども、できる限り迅速な送還に努めているところでございますが、いろいろの理由から収容期間が長期に及ぶ場合もあります。そのような場合には、健康状態等個別の事情にかんがみまして、身柄の拘束を解く必要が生じたときには、仮放免を弾力的に運用するなどして柔軟に対応する、このようなこととしております。

○中村(哲)委員 大臣の御答弁、そして副大臣の御答弁で、仮放免を弾力的に運用して人権に配慮をするという姿勢を改めて示していただいている

んだと思います。

仮放免の質問に入ります前に、最後に一点だけ確認させていただきたいんですけれども、そのような趣旨で考えると、少なくとも、難民認定の申請中には当該申請者に対して退去強制令書は発付すべきではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 一般論で申し上げますと、退去強制手続と難民認定手続とは別個独立の手続でございます。ですから、難民認定手続の有無及びその進行状況にかかわらず、退去強制事由に該当する者について所定の退去強制手続を進め、退去強制令書を発付して、これを執行したとしても、法律上の問題は無いと考えます。

しかしながら、退去強制令書発付前に難民認定申請を行う場合もありますが、その場合には、実務の運用といたしましては、法務大臣の認定、不認定の処分がなされるまでは退去強制令書の発付を行わないのが通常の取り扱いでございます。また、退去強制令書発付後に申請を行う場合にも、申請者の立場にも十分配慮いたしまして、退去強制手続による送還は認定、不認定の結論が出るまでは行わないということにいたしております。

○中村哲委員 その御答弁の流れから、仮放免の制度について質問を進めさせていただきます。さて、そもそも、仮放免制度を設けている理由はどういう理由なんでしょうか。

○増田副大臣 退去強制手続は、身柄を拘束して進めることとされております。仮放免制度は、入国者収容所長または主任審査官が、収容されている者について、健康上その他やむを得ない事情がある場合に、収容されている者または一定範囲の関係人からの申請に基づき、または職権で、保証金を納付させ、必要な条件をつけるなどして、例外的にその身柄の拘束を解く制度であります。

○中村哲委員 私なりに好意的にまた解釈をいたしますと、判例が出ています。五十一年十二月十三日、東京地裁の判決でございます。行政は必ずしも、最高裁の判決が出ていなければ判例に

らわれる必要はないかと思えますけれども、一応、三権分立のもとにおいては、地裁の判決であつても、その法令の解釈においては尊重しないといけないというのは大原則だと思えます。恐らく、この判例に基づいて大きな枠組みが決められているんだと思います。というのは、私が先日法務省からいただいた資料にも、「仮放免の趣旨に関する裁判例」ということで、五十一年の判決が引用されているからでございます。

そこをもう少し読ませていただきますと、「仮放免の制度は、右の原則に対する例外的措置として、自費出国又はその準備のため若しくは病氣治療のため等身柄を収容するとかえつて円滑な送還の執行が期待できない場合、その他人道的配慮を要する場合等特段の事情がある場合に一定の条件を付したうえで一時的に身柄の解放を認める制度と解すべきである。」このように書いております。つまり、特段の事情がある場合に放免することと解するべきである。このように書いております。

可能とする制度である。特段の事情がある場合と解するべきである。このように書いております。身柄等を収容するとかえつて円滑な送還の執行が期待できない場合というのが一つ、その他人道的配慮を要する場合というのがもう一つでございます。この解釈をどのようになしていくのか、具体的な当てはめをどうするのかというところがこの場所でも議論すべきことなんだろうなと私は考えております。

そうすると、判例が言う「人道的配慮を要する場合等特段の事情がある場合」というのは、このような難民絡みのケースによると、収容期間も定められず、そして、平均九カ月間にもわたり、いつ出られるかということもわからないまま収容されている、そのケースはこの場合に当たるといっていいかな、私はそのように考えるんですが、いかがでしょうか。

○増田副大臣 一般的に、入管法第五十四条の規定によりまして、仮放免の請求があつた場合には、入国者収容所長または主任審査官が、その者の情状及び請求の理由となる証拠、その者の性格、資

産等、これらを考慮いたしまして総合的に判断の上、その可否を決定することとなります。そういうことになっております。

そこで、人道的配慮を要する場合等を引き合いに出され、条文、東京地裁の判例等も出されまして、どうなんだ、このようなお尋ねでございますが、今申し上げましたように、やはり、その可否を決定することは、総合的に判断の上決定する、このようなことになっていると思えます。

一般論として申し上げますと、収容期間の長短のみをもつて一律に仮放免の是非を判断することは必ずしも適当ではないのかな、このような考えを持つております。個々の事情等を十分判断しながら御趣旨を体して取り組んでまいりたい、このように思っています。

○中村哲委員 その議論を少し、副大臣と、具体的イメージを持ちながらお話をさせていただきます。したいと思います。

前回も質問させていただきましたけれども、副大臣が、第三国、ほかの国にいらつして、そこで、その国民として民主化運動に取り組んでいた、すごく弾圧を受けて命がらほかの国に逃げていった、難民申請をしたら、いきなり収容されてしまつて、ほかの国では収容されないケースもありますから、ああ、収容されてしまつた、いつ出られるのかと思つたら、いつ出られるかわからない、言葉もなかなか通じないわけですから、すごく不安になってしまふ。副大臣は、心配で心配でたまらないとおっしゃいました。

もう一度イメージしていただいて、収容されて、無期限で、いつ出られるかわからないという状態というものは、人道的配慮を要する場合ではないと実感されるでしょうか。

○増田副大臣 通告がなかったと思いますが、せっかくなのでお尋ねですから、私見と言つては恐縮ですが、議論したいということで考えを申し上げます。簡明に申し上げますと、全部その法のとおり日本に来た方がやつてくれればまことにぐあいが

いいんですが、そうではないんだ。私が自分で調べた範囲では、結局、こう言う大変ですが、私たちの国に來た、そして難民申請をした、なかなかそれが通らない、そして、それではどうなったかという、その間、切れて、帰られる方もあれば、全く地下に潜つてしまつてその後どうなったかわからぬ。その数字が私の調査では二十万を超えているだろう、このように実は私は理解をしております。

したがって、こう言うようなんですが、そういうことを踏まえると、やはり慎重に対応していくべきだな、こういう思いは持つております。

○中村哲委員 大臣、実は、二十万を超えているというのは、難民絡みでも必ずしもないわけなんです。私が今回議論させていただいているのは、難民絡みの人たちの話なんです。難民絡みの人たちが無期限で長期に収容されている。そういう状況を勘案すると、人道的配慮を要する場合に当てはまるということを前提として考慮をすべきなんじゃないか。その一点だけ確認させていただきます。

○増田副大臣 不法入国者のことを申し上げたんですが、難民絡みの関係を今度は抽出して私の考えを申し上げます。

こう言うようなんですが、私たちの国へ難民で来られるという方は、四方全部海です、大変距離がありますし、なかなかそんなに数が多くない。私の調査では、二、三百人を超えることはないだろうというふうに私は今おぼろげに記憶いたしております。

そこで、今度は、そういう方々が私たちの国に來た。そしてその人々を、先ほど無期限の収容という御発言がございましたが、すぐ言つてくれて、そろつておれば調査ができるんですね。それらが、私への報告また私の知っている限りでは順当でない。そういうことが無期限の収容という形に、収容というよりは時間がかかるという形になっていつてしまふだろう、こういう理解をいたしております。

○中村(哲)委員 時間がかかるというのはそれではないかと思うんです。ただ、それが長期間の収容にわたった場合に、人道的配慮を要する場合として考えなくてはならないのではないかと。仮放免が認められているケースということに逆を考えると、そこが配慮されているからこそ認められているとも言えるんじゃないかと思うんです。だから確認をさせていただいていますが、いかがでしょうか。

○増田副大臣 大変に難しい問題でして、いついつ私たちの国にきた、いつ結論が出ますということとを明快にして行政を執行することは、必ずしもいいのかな、問題が残るのかな、こういう懸念を私は持っています。

難民の方がおいでになった、難民認定ができなかった、時間がかかる。それで今度は、向こうへ帰るにも、出てきた自分の国からパスポートがもらえないというような場合にはどういうことがあるんだろというようなことも、実は前回の先生の御指摘をいただいてから真剣に考えてみました。が、やはり当面、今の制度でやっていく以外にないのかなというふうに考えております。

○中村(哲)委員 副大臣、そのお話はわからないでもないんですが、それを考えるときに、三十九条収容の場合は原則三十日と決められているわけですね。やむを得ない場合も最長で三十日。それはなぜかという、人身の自由に対する制約であるということ、法文上も最大の配慮がされている。

そもそも、その三十日、三十日、合わせて六十日という期間と比べても、なぜ五十二条の五項での収容に無期限、期限が定められていないのかということと考えると、速やかに退場してもらう、出国してもらうということが前提だったんだと思うんです。それとの比較。

また、先ほど大臣にも確認させていただきまして、けれども、難民絡みでない方たちというのは、平均五十日しか収容されていない。普通の一般の不法入国者ですね。だから、それと比べても

どれぐらいの日数収容されていけば人道的配慮をしないといけないのか、そういうことはおのずと考えなくちゃいけないんじゃないかと私は思うんです。

それから、仮放免といっても、無条件で解放されるわけではありません。総合的に判断をされるということも必要で、保証金も積まないといけない。また、保証人が必要になってきます。そういうことを総合的に判断するというのが必要だと思っております。

今収容されている人の漠然とした不安というのは、自分たちはいつまで収容されているんだろう。仮放免というのは、人道的配慮を要する場合等特定の事情がある場合には認められるということを開かされていても、そのめどがどれぐらいなのか、どれぐらいの期間入れられていけばこの検討はしてもらえんのかな、何も知らされていないので非常に不安だと思っております。

法的に言えば、期限の定めを区切っていないんだから、いつまでも入れていてもいいだろうという解釈も成り立ち得るのかもしれないんですけども、そもそも五十二条で期限の定めを切っていないというのは、三十日、三十日ということと比べても、それよりもはるかに短い期間で出すであらうから定めていないというのが合理的な法律の解釈のあり方だと思っております。先ほどそのような答弁もあったと思っております。仮放免を弾力的に運用して人権に配慮するという御答弁もあったかと思うんです。そういう意味で、何日ぐらいならば適当なのかという議論をさせていただきたいなと思っております。

今、難民絡みじゃない場合は平均五十日ですから、乱用のケースも含めると、例えばその倍程度、だから、三十日、三十日と比較しても三カ月ぐらいというのを一つのめどとすべきなのではないかなと考えているんですが、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 確かに、いつ出られるかわからない、それが非常に長期にわたって既に収容されているというような人の立場に立ちますと、大変

不安だろうと思えますし、また、それも人道的配慮の中の一つとして考えるべき条件だろうとは思っています。

しかし、ケース・バイ・ケースで、いろいろな人がおりますし、いろいろな条件がありますので、あらかじめ何百日以上ならとか何十日までならとかいうようなことを一律に決めることは大変難しいと思います。

いずれにいたしましても、そのような問題がございまして、そのほかにもいろいろこの難民問題の法律関係では検討しなければならぬことがたくさんあります。ですから、現在、法務大臣の私的懇談会であります出入国管理政策懇談会というのを数回やっていたございまして、そしてその一応の中間報告が出ております。これの中にも、難民認定の申請中の者のステータスということについてもう少し明確にするべきではないかということも御提言いただいておりますので、そのようなことも含め、至急検討したいというふうに考えております。

○中村(哲)委員 時間が参りましたので、最後に一つだけ、簡単に。

総合的な判断をするときに、NPOが絡んでいる場合というのは逃走のおそれもないですし、五十五条の取り消しの趣旨から見ても、逃走のおそれがないような、しっかりとNPOがついているような場合には、弾力的に仮放免を認めていくというのは一つの方法としてあるのではないかと。思うんですが、最後に一点伺いたいと思います。

○増田副大臣 仮放免の許可に当たっては、被収容者の現状また仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格だけではなく身元保証人の職業、収入、素行、被収容者との関係等を考慮して総合的に判断する必要がありますことから、特定の身元保証人がいることのみをもって画一的に許可をする条件とはなりません。総合的に判断する際には、信頼できる身元保証人がいることも一つの要素として考慮してまいります。

○中村(哲)委員 終わります。

○山本委員長 次に、石原健太郎君。

○石原(健)委員 先ほどの大臣の報告をお聞きしたり、また今までの新聞報道等を見ますときに、今回起訴された五名の中には、刑務官としての適性を欠いている人がいるのではないかと、刑務官には向いていない人がいるんじゃないかというような感じを持ちましたが、法務当局はどのようにお考えでしょうか。

○中井政府参考人 今回起訴されました刑務官についてでございますけれども、いずれも所要の選抜試験を経まして採用された後に、初等科研修でありますとか中等科研修、中には高等科研修も受講している者がございます。

さはさりながら、今回の事案の、発生事態の重大さに思いをいたしますときに、やはり、遺憾ながら、これらの職員というものは、人権に対する基本的な意識が欠如していた、かように考えることは否定できないと思っております。

○石原(健)委員 選抜の際の試験なんか重要な要素とは思いますが、やはりそういう人間的なところも今後は見られて採用されていくられるようにしたいんじゃないかと思っております。

また、報告でもありましたが、上司の監督の責任が十分ではなかったという部分もあったかと思えます。それで、名古屋の刑務所長という人は、どういような経歴を経て、いつごろ任命されたんでしょうか。

○中井政府参考人 名古屋刑務所長が現職につきましたのは、十四年四月でございます。

それまでの主な経歴を申し上げますと、平成六年四月函館少年刑務所長、平成七年四月徳島刑務所長、平成九年四月長崎刑務所長、平成十一年四月東京管区第二部長、平成十三年四月福岡刑務所長を経て名古屋刑務所長となつたものであります。

○石原(健)委員 刑務所の中におきましても、適正な人事配置ということが大事になってくるかと思われまします。また、刑務所というのは、どっちかというと閉鎖的な社会になりがちじゃないかという感じもするんですけども、人事異動とか人事

交流などどのようにされているのか、御説明ください。

○中井政府参考人 お答えいたします。

刑務官のうち、幹部職員でございますけれども、その人事異動や人事交流等につきましては、長期に在職いたしますとマンネリ化に陥りやすい弊害がございますので、それを防止したいということとか、いろいろなポストによって当該幹部職員の職務能力の向上を図りたいというような観点から、先ほどの経歴でもおわかりかと思いますが、大体二年ごとぐらいで人事異動を実施しているところであります。

これら幹部以外のほかには、かつては、一般職員については、原則として人事異動がございました。しかしながら、やはり一般職員といえども幹部職員と同じ観点からの人事異動等が必要ということを考えて、平成九年度からは人事異動の対象としております。他の行刑施設における勤務を経験させるように努めましてやっております。また、当然のことながら、これは、行刑施設内部におきましても、さまざまなポストの配置がえといったことをできる限り行っているところであります。

また、御指摘のとおり、幅広い経験を積むことによりまして視野が広がるものですから、そういった観点から職員養成を行いたいということ、行刑施設だけでございまして、例えば少年施設でありますとか、法務省の他の組織等における勤務を経験させるなどといった交流人事にも配慮をしております。

ことしの春の実績で申しますと、今申し上げた刑務官全体の人事異動のトータルでございますけれども、約九百二十名が人事異動の対象となっております。問題の名古屋刑務所でございますが、ことしの春には、一般職員八人を含みます四十四名につきまして人事異動を実施いたしました。

今後とも、適材適所と申しますか、それを徹底いたしますとともに、幅広い人事交流等を実施しまして、御指摘の点につき、適切な対応ができる

ように努めてまいりたいと思っております。

○石原(健)委員 わかりました。

昔はいざ知らず、こういう時代になってきますと、やはり就職してから退職するまでずっと一カ所の刑務所で刑務官をやるというのもなかなか大変なことだと思うのですよ。今おっしゃったように、いろいろな交流すると、視野も広がったり人間も練れてくるんじゃないかと思えます。

それで、今回の経過を見ますときに、先ほど大臣の報告にもありましたが、上司の人たちの人事管理とか指導が全く不適切だったと思えますけれども、この点に関してはどうか考えになってい

すでしょうか。

○中井政府参考人 先ほど来のお大臣の御報告等を踏まえて今回の名古屋刑務所の事件というものを改めて思い起こすわけでございましてけれども、基本的に、私も矯正局から出しております通達を踏まえた革手錠使用の要件を厳守するとか、あるいは適正な使用方法を実施するという点におきまして、所長を含めまして幹部職員から第一線の職員に対する周知徹底を図らなさいいけな

いわけでありまして、これがまず十分では

なかったという感があります。これに加えて、

実際に革手錠を使用する場面におきましても、使用要件とか使用方法につきましても幹部職員によるチェックというものがこれまで不十分であったと言わざるを得ないと思えます。

また、たびたび答弁しているところでございすけれども、ことしに入りまして、名古屋刑務所におきましては革手錠の使用件数が急増しているわけでございます。これにつきましては、今申し上げました所長以下のラインがこれを承知しているはずでございますが、それに対する特段の指導なりチェックなりといったことが十分されてい

ないという感を持っております。

結論から申しまして、名古屋刑務所の幹部職員の人事管理と申しますか、指導監督といった点につきましては、不適切な面があったということは事実であり、まことに遺憾であると考えておると

ところでございます。大臣から、管理体制等も含めてきちんと調査するようにと指示を受けております。今後とも、事案の原因とか背景事情等をさらに掘り下げて調査いたしますとともに、同じような案件が二度と起きないように、幹部職員の人事管理あるいは部下に対する指導監督のあり方等についてよく検討をいたしまして遺憾なきを期していきたい、かように考えております。

○石原(健)委員 報告の中に処遇困難な受刑者という言葉がありましたけれども、どのような人のことなんでしょうか。また、最近の受刑者に何らかの傾向等見られるようでしたら、教えていただきたいと思います。

○中井政府参考人 最近の受刑者の傾向等について、とりあえず最初に御説明させていただきたいと思えますけれども、行刑施設の収容人員というのはここ数年急激に増加しております、いわゆる過剰収容の状況にございます。既決、受刑者等はこれに該当するわけでありますが、既決の被収容者だけを見ますと、五年前の平成九年十月末に比べて一万五千人ふえておりまして、約五万七千人となっております。収容率は三〇％増加いたしまして、一六％に現時点で達しているところであります。

また、全般的な傾向を申し上げますと、委員御案内のとおり、昨今、非常に犯罪が凶悪化傾向にございまして、当然のことながら、刑が長期化する傾向がございまして、

その被収容者の内訳を見ましても、いわゆる暴力団関係者、これは名古屋刑務所の場合、特に比率が高いわけでございまして、それとか覚せい剤事犯者あるいはこれに伴ういろいろな精神面に問題が生じ得る被収容者もおられるわけであります。あるいは、再犯を犯して入ってくる者という、いわゆる処遇に困難を伴う受刑者の占める割合が非常に高いということがございます。

加えて、これは刑務所の中においても同様でございます。六十歳以上の受刑者が、平成三年末

の二千名ぐらいから平成十三年末には五千二百人にふえております。また、言葉の問題その他でございますが、外国人受刑者につきましても、平成三年末の千三百人から平成十三年末には三千五百人と、この十年間で約二・六倍に急増しております。これは、処遇上あるいは保安整備を行う上で特段に配慮が必要とされるわけでございまして、これら受刑者が増加しているということでございます。

私どもといたしましては、過剰収容の急増をしのぎますために、一人用の独居に二人入れたり、あるいは六名用の雑居に七名あるいは八名という形でしのいでおります。集会場や倉庫等、これは被収容者の生活空間になるわけでありますけれども、それを改修いたしまして居室や工場などに転用するなどしております。

結論から申しますと、被収容者が居住する空間というものが非常に狭くなっておりまして、被収容者にとりましては、現場にいる刑務官が自分たちをどんどん狭いところへ入れているんだ、こういう認識になるものですから、不満やストレスとかが増大いたしまして、不服申し立て件数や工場に出るのが嫌だという形に伴うところの懲罰件数もふえております。いわゆる施設内での暴行傷害事案というものが急増しております。職員数は増加しないものですから、必然的に職員の負担も増加しているという形になっているわけでござい

す。

特に名古屋の場合、暴力団比率が高いわけでございますけれども、暴力団関係者というのは組織への帰属意識が強いございまして、組織間の対立抗争といったものを行刑施設内に持ち込みます。保安事故が起きる危険性が高いということもありません。かつて、歴史上、いろいろそういう案件がございましたけれども、衆を頼んでその当該施設を我がものに乗っ取りかねないような、そういう規律、秩序を乱した事例も過去にはござい

ました。また、他の一般受刑者に対していろいろ威圧するということがありまして、そういった

行刑機能を低下させるような者が非常に多いというところでございます。

それから、覚せい剤事件の受刑者が非常にふえてまいりますと、これはそもそも、犯罪の罪質上、余り悪いことをしたという意識がございませぬし、後遺障害によりまして、突如乱暴な行動に出まされたり、あるいは医療措置が必要になるということもございします。

また、高齢受刑者につきましては、そもそも、身体的疾患、あるいは運動機能が全般的に低下している例が多々ございまして、一般受刑者とともに集団で処遇することが困難であるというような状況になっております。

外国人受刑者は、当然御理解いただけると思えますけれども、言葉での意思疎通がそもそも非常に容易ではございません。また、食事とか宗教等の面でも相応の配慮をしなければなりません。また、価値観も違う場合もございします。したがって、処遇に対する不満が非常に生じがちなってきいてるわけでございします。

このような状況が現状でございしますけれども、私も、治安の最後のとりでと自分たちで自負しておりますので、何とか気合いと根性で頑張っていきたい、かように考えております。

○石原(健)委員 刑務所の現状と御苦労な点はよくわかったんでありますけれども、それにしても、今回のような、矯正とはまるで正反對の出来事が起こったり、そういうことがやられてるということは、これは大変まずいことだと思えます。私は、この際、やはり一番大切なことは、一日も早く責任の所在を明確にして、責任ある人はきちつと責任をとっていく、そういうことが大事じゃないかと思っておりますので、申し上げておきたいと思ひます。

それから次に、保護司についてお聞きしたいんですけれども、保護司の選任の基準とかそういうことに対する考え方などをお聞かせいただけたらと思ひます。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。

保護司の選任の基準ということでございします。これは保護司法という法律に定められておりまして、その第三条でございします。「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」「生活が安定していること。」「それから「健康で活動力を有すること」ということが法律に定められている条件で、この条件すべてを具備する者の中から法務大臣が委嘱をするということになっております。

この選任についての考え方ではございますが、現在、保護司は全国で四万九千人ほど委嘱されております。最近の一つの問題は、年々高齢化する傾向にあるということございまして、平成十四年の一月一日現在では、六十歳以上の方が六八・六%を占めておりまして、平均年齢が六十三・三歳となっております。

高齢であるから不適切であるということは言えないわけで、保護観察は、御承知のように、犯罪者あるいは非行少年の立ち直りに手を差し伸べるというところでございします。何といひましても、保護観察を行う者と対象者との間の人間的な触れ合いといひますか、魂と魂の触れ合いといひますか、そのようなことがやはり基本になるわけで、それを考えますと、豊かな人生経験を持つて、語るべきものを多く持つていらっしゃる方があさわしいという場面はたくさんあるわけです。

しかしながら、一方で、現在の保護観察の対象者の約七割が少年であります。そうしますと、どうしてもそこで、保護司さんと観察対象者である少年との間に、いろいろ考え方とか行動とか意識のギャップといひますか、ずれとか、そういうのが出てまいります。やはりそこで、そういう意味では、もつと若い方もまた必要だということになります。

しかし、要は、保護観察の本質からいいますと、年齢も含めて、やはり年齢や分野とか幅広い保護司層というものを形成することが大事だろうと思ひています。

そこで、私どもといたしましては、従前から、保護観察所におきましては、若手保護司の確保に努めておるわけでございまして、地方自治体とか教育あるいは福祉関係等いろいろな分野にいろいろ御説明し、御協力をお願いしてその確保に努めているということ、それからこの保護司の確保、採用につきましては、このような基本的な考え方でも進めてまいりたいと考えております。

以上でございします。

○石原(健)委員 詳しく御説明いただいたので大体わかりましたけれども、立派な経歴を積んで経験を経た高齢の方が、最近、さつきおっしゃった、金髪、茶髪の若い人たちが行き会って何をどうしゃべりかけたらいかなかなかわからないんだというふうな、そんな話もあるわけです。

保護司の方もそうした面で大変だと思ひますけれども、今後どんなことを期待されているか、簡単に御話いただけたらと思ひます。

○横田政府参考人 お答えいたします。

今委員のお話もございましたように、観察対象者が若過ぎて、保護司さんの方でも高齢の方はどう対応していいかわからないということがありかと思ひますが、私どもは、保護司さんに対する研修なども行つておりますし、そういった中で、今の若い人たちの物の考え方はいろいろ行動のパターンといったようなものもいろいろな機会にまた御説明申し上げて、保護司さんにもまた、それに對して理解を示した上でその立ち直りに手を差し伸べるというふうなことをしていただいております。

ところであります、そういったことも含め、また、先ほど申し上げましたように、いろいろな年齢そしていろいろな分野から保護司さんを確保するという方向で充実を図つてまいりたいと考えております。

○石原(健)委員 次に、ちよつと地元のことでもありますので、法務省の地方の諸機関の統廃合の状況について御説明いただければと思ひます。

○増田副大臣 法務省所管の地方機関の統廃合に

つきましては、従来から組織の簡素化、効率化や行政サービスの向上の観点から実施してきたところであります。平成十一年四月二十七日に閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画におきまして、法務省の地方支分部局である公安調査事務所、法務省の地方支分部局の支局、出張所並びに地方入国管理局出張所の整理合理化の方針が示されております。

そこで、法務省としましては、同閣議決定のとおりまして、当該地方支分部局の整理合理化を計画的に現在進めているところであります。

○石原(健)委員 統廃合する場合に地元の納得とか了解はどういうふうな得られているのか、また一連の統廃合で業務はどのように改善充実されていくのか、その点についてお聞かせいただけたらと思ひます。

○房村政府参考人 法務省の中でも適正配置、一番多くしております法務局の実情について申し上げます。

法務局は、非常に数が多い、現在でも七百六十庁ございします。他の国の機関を見ますと、簡易裁判所が約四百四十、税務署が五百二十、公共職業安定所が約五百九十というところで、これらと比較してもなお非常に多い小規模分散型の組織となっております。

そういうことで、閣議決定のつとめてこの統合を進めているところでございします。登記所は地元と非常に密接な関係がございします。そういうことから、地元の方々の理解を得て円滑に進めるということ、心がかけて、この適正配置を実施する場合には、必ず法務局の側から地元の市町村等へ赴きまして、この統廃合の計画を進めて理解を得る、こういう努力を何回も重ねまして、最終的には円満な形で統合を進めているということが実情でございします。

それから、その効果でございしますが、やはり何といひても、小規模でございしますと事務の適正処理あるいは人員、予算の効率的運用ということに支障が生じます。これを統合することによりまし

て、分業処理体制を確立してより効率的に処理をする。あるいは、登記所の場合、登記がもちろんメインでございしますが、支局、本局になりますと、それ以外の人権擁護事務であるとか国籍事務であるとか、そういったものもございしますので、そういったところをより充実して、トータルとして法務局の行政サービスを充実させる。こういうことでその効果を国民の方々に還元するというところでございます。

○石原(健)委員 次に、入管にお尋ねしたいんですが、すけれども、その前に、日本に入国拒否される人が年間八千人ぐらいという話を前にされて、私は、日本で働きたい人は働かせたいんじゃないかと言いましたら、局長さん、ちよつとびっくりした顔をされていましたが、私、田舎の方に住んでいるんですけれども、近所の人たち、私より二十、三十ぐらい年上の人は、昔、昭和の初めごろだと思ふんですけれども、みんなボルネオとかフィリピンとか、おれはハワイで働いてきたとか、朝鮮だ中国だと、日本人が大勢外国に働きに行っていたんですよ。日本が大変なときに日本人はほとんど外国で働いてきて、今度よそが大変なとき、日本では入れないぞというの、僕はちよつとおかしな考え方じゃないのかなと思つて、あのとき、どんな働き方をしたいんじゃないかというふうに言つたんです。

それで、福島県でも郡山市に出張所が設置されて、私の知り合いの人なんかも、大変便利になつて好都合になつたと喜んでおります。郡山に出張所ができてどんなぐあいになつていくかということ、入管の今後の統廃合の進め方について、簡単にお聞かせいただけたらと思ひます。

○増田政府参考人 ただいま委員御指摘になりました郡山出張所につきましては、海型から内陸型への再編を進めるために、平成九年十二月に、それまでございました仙台入管の小名浜出張所を廃止して新設したところでございますが、福島県に在留する外国人が在留に関連するさまざまな申請を行う上で利便性が向上したと考えております。

すし、福島空港における出入国審査にも効率的かつ柔軟な対応が可能になつていゝと考へております。

このように、地方におきます出張所は、かつては海港における出入国審査に対応するため海港近辺に設置されているのが大半でございましたが、近年は空港における出入国審査あるいは在留審査の必要性が飛躍的に高まつてきたため、これらに対応できる体制づくりが急務となつております。

また、先ほど副大臣の答弁にもございましたが、平成十一年の閣議決定なども踏まえて、地方入管の出張所につきましても、海型から内陸型への再編を進めるとともに、縮減を図る、こういう方針が盛り込まれたこともございまして、かつて九十七カ所出張所が設けられておりましたが、七十八カ所まで統廃合してまいりました。

このように、地方におきます出張所は、かつては海港における出入国審査に対応するため海港近辺に設置されているのが大半でございましたが、近年は空港における出入国審査あるいは在留審査の必要性が飛躍的に高まつてきたため、これらに対応できる体制づくりが急務となつております。

また、先ほど副大臣の答弁にもございましたが、平成十一年の閣議決定なども踏まえて、地方入管の出張所につきましても、海型から内陸型への再編を進めるとともに、縮減を図る、こういう方針が盛り込まれたこともございまして、かつて九十七カ所出張所が設けられておりましたが、七十八カ所まで統廃合してまいりました。

このような状況を踏まえて、出張所の統廃合については、原則として海型の出張所を廃止し、内陸型の出張所に人員を集約させることによりまして、業務を効率化させ、ひいては行政サービスの向上を図るという方針で行つておりますが、その統廃合の対象となる出張所につきましては、業務量、周辺に在留する外国人の数、出張所を統廃合した場合の関係者への影響、これらを総合的に判断して今後再編を進めてまいりたいと考えております。

○石原(健)委員 法務局とか入管とかというのは、住民とじかに接する本場に法務省の窓口だと思ふんです。時間がありませんから答弁は要りませんけれども、今後とも、そうした意味で窓口のサービスの向上とか、窓口の方々への教育というんですか、そういうことにもなおこれからもう層取り組んでいただけたらと願ひして、質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○山本委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。ことし九月二十五日に名古屋刑務所で起きた事件について、去る十一月二十日の質問に續いて質問をいたします。

本日の法務大臣の報告を受けて、具体的に質問をしたいと思ひます。

法務大臣の報告によりますと、被害者たる受刑者が九月二十五日に保護室に入れられたのは午前八時四十分ごろかと思ひます。報告によりますと、「その後、前田副看守長は、被害者が既に制圧され、暴行を振るうおそれもないのに、懲らしめのために革手錠を使用することを考え、上司である渡邊看守長の了承を得、他の刑務官もこれに加つて、まず、中サイズの革手錠ベルトを被害者に使用しました。」とあります。

そこで、お聞きをいたします。その後、前田副看守長が懲らしめのために革手錠を使用することをお考え、中サイズの革手錠ベルトを使用したことについては、いつの時点なんですか。何時ごろでしょうか。もつと具体的に聞きます。保護室に入られてからどのくらい時間が経過した後、前田副看守長はこのような行動をとつたんでしょうか。

○樋渡政府参考人 お答えいたします。

被告人前田は、九月二十四日夕方、被害者から、これまで懲罰を受けた理由となつた非行を認めるという話を聞いておりましたが、翌二十五日午前八時ごろ、刑務所内の面接室におきまして面接した際に、相変わらず自己の非を認めない被害者の反抗的……(木島委員「それはいいですよ。聞いてのことだけ答えてください。それはもうさつき報告を受けていますから」と呼ぶ)はい。要はその時間的経過でございますけれども、同日の午前八時十五分ごろ、異状に気づいて駆けつけた刑務官において、被告人前田に事情を確認することなく、被害者をその場に引き倒して制圧して、同被告人において被害者に金属手錠をかけ、さらに、駆けつけた被告人池田らが被告人前田の指示を受けて被害者を保護室に収容したという一連の行動でございます。

○木島委員 いや、だからそれはさつき報告を受けましたよ、保護室に入れたのは午前八時十五分

ごろだと。報告によると、その後、前田副看守長が、暴行を振るうおそれもないのに懲らしめのために革手錠を使用することを考え、それを行った。

だから、どのくらい時間が経過した後こういうことをやったのかというのを聞いています。非常に大事なことです。これは、保護室に入れたら、かきかかつて、もうそこから逃げられないんですよ。だから聞いています。これは非常に大事な時間なんです。はつきり答えてください。その一点です。大事なことです。

○樋渡政府参考人 先生の御質問の趣旨はよく理解しておりますけれども、八時十五分からの一連の行動でそういった報告しか受けておりません。

○木島委員 まことに、本当に大事な、肝心のところの報告を受けていないと言つたでしょう。皆さんだと思ふんですね。まさか、保護室に入れてからずっと前田は保護室に同室していたんですか。そこだけ聞いておきましょう。そうじゃないんです。まずは、この受刑者はたつた一人で保護室にいる時間帯が続くんでしょう。どつちなんですか。

○樋渡政府参考人 なかなかお答えしづらいんですが、要は、それは供述をとつていゝというふうに思いますけれども、およそそういう具体的、細かなことは法廷において明らかにされていくものだと思ひます。

○木島委員 いや、一番大事なところなんです。では、法務省に聞きます。暴行を振るうおそれもないのに懲らしめのために革手錠を使用することを考えた、そしてそれを実行した、それで受傷したんです。暴行を振るうおそれもないのに懲らしめのために革手錠を使用することは許されているんですか。

○中井政府参考人 法令上許されておられません。

九、矯正局長通達、新通達であります。が、「戒具の使用及び保護房への収容について」「6 保護房収容等」「(1) 収容要件」ア、イ、ウ、エ、オと五つある。どれに該当すると報告を受けているかと聞いたら、中井局長は明確に私に答弁をいたしました。議事録に載っております。

これは保護房収容じゃなくて戒具の使用のところでありまして、暴行等というぐあいには報告を受けておりますとあるんですね。「暴行を振るうおそれもないのに、懲らしめのために革手錠を使用することを考え」というのがきょうの報告です。十一月二十日の私に対する答弁は、暴行等というぐあいに報告を受けておりますと中井局長は答弁しております。うその報告が、名古屋刑務所から本省矯正局あるいは法務大臣になされたということです。

○中井政府参考人 これまでの捜査結果を踏まえまして、事実上反した報告がなされたものと認識しております。

○木島委員 重大なことだと思っております。うその報告をした責任者はだれですか。

○中井政府参考人 名古屋刑務所長であります。

○木島委員 その処分を法務大臣はどうするつもりですか。

○森山国務大臣 全体の事実が明らかになりました段階で、厳しくいたしたいと思っております。

○木島委員 さかのぼって、では、九月二十五日朝、面接室での出来事についてお聞きいたします。きょうの報告によりまして、「本年九月二十五日朝、面接室において、前田副看守長からこれまでの規律違反等について事情聴取を受けましたが、同人は、被害者が相変わらず自己の非を認めようとして反抗的態度を取ったことに立腹し、被害者の座っていたいすの足をけるなどしました。」という報告されました。

お聞きします。受刑者たる被害者が、「相変わらず自己の非を認めようとして反抗的態度を取った」と報告されましたが、具体的に、「自己の非を認めようとして」というのは何でしょうか。「反

抗的態度」とはどんな具体的な言動をしたんでしょうか。具体的に暴行を加えるおそれなどの行為があったんでしょうか。大変大事なところですから、報告を求めます。

○樋渡政府参考人 お答えいたしますが、作業中の怠業などについて反省をしているかというように聞いておりました。報告書によりまして、それを前日は認めるかのような言動をしながら、当日朝はまた認めないというようなこと、行き違いがあつたということが反抗的態度だというふう

に思われたという形跡があるように思います。

○木島委員 怠業、サボタージュですね、していただけないか。前日は認めるような態度をとっていたが、その日は認めるような態度をとらなかった、それが反抗的態度だと言っているが、怠業していたかどうか、怠業が問題になつていて、その怠業というのはいつの時期の怠業の問題だったんですか。

○樋渡政府参考人 本件被害者が本年四月ごろに懲役作業を怠業したということでございます。その具体的な内容は、刑務所内の工場で懲役作業中、エアドライバーのエアを体に吹きつけるなどして怠業したというふう聞いております。

○木島委員 何で、四月ごろの怠業したかどうかの問題が、九月二十五日になって面接室に呼びつけられて問題にならなかならぬのですか、半年もたつて。何ですか。

○樋渡政府参考人 四月ごろの怠業につきまして、ずっと反省しろ反省しろと言っていたようでありまして。

○木島委員 大事なことを言っていないですね。私は、十一月二十日のとき、その問題を詰めたでしょう。その四月ごろの怠業した、しないで懲罰を受けたことを不服として、この受刑者は名古屋弁護士会に人権救済の申し立てをしていましたから

○樋渡政府参考人 おっしゃるとおりのことでございまして、この弁護士会あてに人権救済の申し立てをしたのは、この怠業があつたとして当時の

担当職員を取り調べを受けるなどしていることについて、それが不当であるということの内容でございまして。

○木島委員 事実が明らかになりましたね。四月に刑務作業中怠業があつたということをとがめられて、この受刑者は懲罰を受けた。その懲罰を不服として、まさにこの受刑者は名古屋弁護士会に人権救済の申し立てをしていました。前回の私の質問に対して答弁が出ました。名古屋弁護士会から名古屋刑務所に、人権救済の申し立てが受刑者からあつた、いろいろ調査したいということの通告があつたのが九月九日。それで、まさにこの事件につながつてくるわけですよ。

要するに、前田副看守長は、その名古屋弁護士会への救済申し立てを押さえつけてしまふ、つぶしてしまふ、取り下げさせる、そういう思惑があつて一連の行動に及んでいったことがいま見られるんじゃないかというふうに思います。

それで、要するに、九月二十五日の朝、面接室での受刑者の行動について、もうちょっと具体的に答弁してください。反抗的態度があつたとき、きょう、法務大臣からの報告ですが、どうなんですか、前田副看守長に暴行を加えるようなそぶり、態度を示したのかどうか。非常に大事な中心点ですから、はっきりと答弁してください。

○樋渡政府参考人 冒頭に大臣から報告がありましたように、被害者が相変わらず自己の非を認めようとして、反抗的態度をとったことに立腹して、被害者の座ったいすの足をけるなどした、このため、被害者が立ち上がろうとしたところ、それを聞きつけて駆けつけてきた他の刑務官たちが、これは前田副看守長に暴行を加えようとしているんだというふうに即断したというふうに報告を受けております。

○木島委員 これは非常に大事な中心点です。では、聞きますよ。

同日午前八時十五分ごろ、異状に気づいて駆けつけた刑務官において、被害者が前田副看守長に暴行を加えようとしている旨判断したと。

では、その刑務官というのは、池田という者ですか、異状に気づいて駆けつけたというんですが、どのぐらい離れたところから見ていたんですか。

一緒に同席していたんですか。その刑務官は、被害者、受刑者のどんな振る舞いを見て前田副看守長に暴行を加えようとしている旨判断したんですか。その判断の根拠、それについて答弁ください。

○樋渡政府参考人 この報告は、すべて地検の捜査に基づいて報告を受けているものでございまして、地検の捜査は、各人の供述、それから客観的状況等をすべて網羅しながらこういう事実認定をしているということ、つまり御理解いただきたいのであります。したがって、本人たちがこのような供述をしましても、それを必ずしも捜査官が信用しているかどうかというのはまた別でございまして、これは公判廷の立証で明らかになっていくだろうと思います。

駆けつけた者は同席していたのかという点につきましては、同席していたという事実はないようございまして、それがどの辺にいたかということとは、私も詳細に報告を受けておりません。

○木島委員 今出てきている事実は、面接室で受刑者が前田副看守長から事情聴取を受けた、そして四月ごろのサボタージュについて、それを前田副看守長の思惑どおり受刑者が認めなかった、それに対して前田副看守長が立腹して、受刑者が座っていたいすを飛ばしたんです。それで、報告は、それで受刑者が転んだんでしょ、うね、それで立ち上がろうとしたんですよ。それだけで、受刑者が前田にいすを飛ばされて転んで、立ち上がろうとした、それだけで、今出てきておる事実は、それを見て、異状なことが起きたというので、刑務官が、前田副看守長に暴行を加えようとしているなんて判断すること自体が信じられないじゃないですか。

では、今、法務本省は、矯正局は、そんな暴行を加えようとしているなんてことはないと認定しているというのを聞いていいですか、それしか言えないんなら。要するに、保護房収容の要

件があるかどうかを私は詰めているんです。

○中井政府参考人 私どもは事実と反する報告を受けていたわけでございます、先ほど御答弁いたしましたように、したがって、冒頭申し上げては、保護房の収容要件、これは充足していない疑いが濃厚である、かように考えております。

○木島委員 それなら、法務大臣、法務大臣は法務委員会にこの報告をしたんですから、その報告書によると、同日午前八時十五分ごろ、異状に気づいて駆けつけた刑務官において、被害者が前田副看守長に暴行を加えようとしている旨判断し、被害者を引き倒して制圧し、これを受けて前田副看守長が、金属手錠をかけた上、渡邊看守長の指揮を受けて保護房に収容しました、そういう報告だけでしょう。今矯正局長から、保護房収容の要件はなかった、うその報告を受けていたと答弁しましたね。こんな法務大臣の報告、すべきじゃないでしょう。そう名古屋刑務所からは法務省に報告があったが、これは事実でなかったということをお我々国会に報告すべきだったんじゃないでしょうか。法務大臣、どうですか。

○森山国務大臣 私は、報告を受けましたものを委員会に御報告申し上げようということで、受け取ったものをそのまま、特別に私自身の考えを入れることなく申し上げたところでございます。

○木島委員 次に移ります。

先ほど法務省刑事局長は、この被害者、受刑者が本年九月十二日から九月十九日の間、五回保護房に収容された、七回革手錠を使用したと答弁をいたしました。既に私が十一月二十日に具体的に日時を挙げて質問したんですが、そのときは残念ながら答弁がありませんでした。

改めて確認します。その五回というのは、九月十二日、九月十三日、九月十七日、九月十八日、九月十九日、この五回であることに相違はありませんか。

○中井政府参考人 一回目が九月十二日収容、九月十三日解除、二回目が九月十三日収容、同日解除、三回目が九月十七日収容、同日解除、四回目が九月十八日収容、同日解除、五回目が九月十九日収容、同日解除の五回であります。

○木島委員 五回の保護房収容の収容要件は、通達6の(1)のイ、ウ、エ、オのうち、それぞれどれだったか、御答弁願います。

○中井政府参考人 いずれも、暴行のおそれが認められたとするものであるという報告を受けております。

○木島委員 その報告が真実かどうか、要するに本日に暴行を受けるおそれがあったかどうか、調査は進んでおりますか、行われておりますか。調査結果、答弁していただきたい。

○樋渡政府参考人 捜査の観点から申し上げますと、検察当局におきましては、本件捜査の過程で、本件以前の被害者に対する革手錠の使用についても可能な限り捜査したところでございますが、本件のような事実関係が認められないなど、訴追するに足りる犯罪の嫌疑は認められなかったとの報告を受けております。

○木島委員 ではもう一つ、七回革手錠の使用があったと答弁されました。その七回の内訳を日ごとにお答えいただけますか。

○中井政府参考人 お答えいたします。

一回目、九月十二日使用、同日解除、二回目、九月十三日使用、同日解除、三回目、九月十三日使用、同日解除、四回目、九月十七日使用、同日解除、五回目、九月十八日使用、同日解除、六回目、九月十九日使用、同日解除、七回目、九月二十五日使用、同日解除の合計七回であります。

○木島委員 それでは、私の方から具体的に、九月十二、十三、十七、十八、十九日の具体的状況はどうだったか、私がかんではいる事実を端的にお答えいただけますか、イエスカノーかで答えてください。

九月十二日の状況。

私が聞いていたところによりますと、受刑者が運動していた、運動後の検身のために、口中、口の中について調べを受けるため受刑者が口を開いたところ、指示なく口を開くなど指導を受け、

受刑者が言いがかりではないかと述べたところ、反抗するのと言われ、金属手錠をかけられ、保護房に収容され、革手錠をかけられた。このように私は事実を調査しているんですが、イエスカノーか端的にお答え願います。わからなきゃわからない、調査未了なら調査未了で結構です。

○樋渡政府参考人 詳細な報告は受けておりません。

○木島委員 では、九月十三日のこと。私の行っている調査によりますとこういう状況です。副看守長の前田容疑者に何をやらせているんだと言われ、受刑者がやらせていませんと答えたところ、その目がにらんでいるなどと言われ、制圧、これはうっ伏せに押さえつけられ、後ろ手にされることとあります、制圧を受けた、その後保護房に収容される。こう事情聴取しているんですが、どうでしょうか。

○樋渡政府参考人 同じく、詳細な報告を受けておりません。

○木島委員 それでは、九月十七日の出来事。私の調査によると、受刑者が眼鏡を磨いていたところ、前田主任から、何をしている、弾をつくっているとの報告を受けている、出ていと言われたので、スリッパを持って出ていこうとしたら制圧を受けた、昼ごろまで保護房に収容された。こう事情を聞いていますか、どうでしょうか。

○樋渡政府参考人 同じく、詳細な報告を受けておりません。

○木島委員 それでは、続いて九月十八日の状況です。朝日新聞にもその一端が出ていたんじゃないかと思うんですが、私の調査によりますとこういうこととあります。

受刑者はこれまでの出来事をノートに記していた、例えば保護房のこと、刑務官に名刑をなめるなどと言われたこと、そういうことをノートに記していたが、午後三時ごろ、そのノートを前田主任が見つけ、何を書いているのだと言われ、制圧を受けた、そして保護房に収容され、一晩を過

ごした。一晩を過ごしたのは、先ほどの保護房収容と解除の日程から合っておりません。受刑者は腹部の調子が悪くなり、食欲がなくなってしまう、夕食をとらなかつた。こう状況を聞いているんですが、どうでしょうか。

○樋渡政府参考人 詳細な報告は受けておりません。

○木島委員 それでは、最後、九月十九日の状況であります。

私の調査によると、受刑者は朝食もとらないでいたところ、前田主任からお茶くらい飲めと言われ三杯ほど飲んだ、これ以上要らないと思ひ四杯目を断つたらお茶をかけられた、昼前に保護房から解放された後、取り調べ室で話をし、人権救済の申し立てを取り下げると言われた、受刑者はこの時点までかなり身体的、精神的に追い詰められ、取り下げることになった同意した。このことは私、十一月二十日の質問でも事実を一部摘示しました。この十九日の出来事はどうだったでしょうか。調査は済んでいますか。

○樋渡政府参考人 何度も同じことで申しわけございませんが、詳細な報告ではありません。

なお、一連のそのお話を伺っておりますと、要は、本件の犯行につながっていく過程のようにも見受けられますので、恐らく公判では明らかにされるだろうというふうに思っております。

○木島委員 単に刑事事件の背景事情として重要だというだけじゃないんです、私がこの問題をここで出しているのは、刑事事件について深入りするつもりはないんです。矯正行政が正しく行われているかどうか、通達の趣旨が生かされているかどうか、受刑者の人権が本当に守られているかどうか、それをただしたいんです。密室の中であります。そして、うその報告が法務省に上がっていたということも答弁がありました。大変な問題なんです、法務大臣。正しい報告が上らなければ、人権侵害が行われていても、そうした違法な矯正行政を正すことはできませんね。正しい報告が上がるのが根本ですね。

どうですか。徹底して、これら一連の事件について、刑事事件とは関係なく、矯正行政のあり方が正しかったのかどうかという観点で本格的な調査が必要だと思いますが、法務大臣の御所見を伺って、時間ですから、質問を終わります。

○森山国務大臣 事態の徹底的な説明が何より大事だと思っております。先生のおっしゃいますとおり、報告が正しく行われなければいけないと思います。これから、私がかねて指示しておりました調査をさらに徹底的に行うように指示いたしましたので、事実を十分把握したいというふうに思っております。

○木島委員 時間ですから終わりますが、新通達によりまして、「記録」という欄で、「戒具を使用した場合、解除した場合又は使用方法を変更した場合」には、戒具使用書留簿及び視察表に記録すること。とあります。また、「被収容者を保護房に収容した場合、解除した場合又は収容期間を更新した場合」には、保護房収容書留簿及び視察表に記録すること。とあります。また、「戒具使用中又は保護房収容中の者の動静は、少なくとも十五分に一回以上の割合で当該被収容者ごとに作成する書面に記録すること。」とあります。

一連の記録を当法務委員会に提出されること、そして、診断書もあわせて提出されることを委員長に求めておきます。

○山本委員長 理事会で協議させていただきます。

○木島委員 終わります。

○山本委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

私も、今の木島委員のことを質問しようと思っておりました。しかし、中身についてやられたので、法務大臣に、まず大まかとの見解を伺いたいと思うんです。

人権救済の申し立てをするというのは、刑務所内というなかなか外部と交信することが不可能な世界で、名古屋弁護士会に人権救済の申し立てをしようとしていること自体がこうした暴行の引き

金を引いていく。また、十一月二十日の新聞には、ノートにこういった経緯を書いているのを見まして、大変刑務官は怒って、懲罰ということになる。こうした事態というのは、一つの特異なケースではなくて、やはり日本の矯正施設自体の体質に起因するんじゃないか、そういう認識をお持ちかどうか。つまり、人権救済はけしからぬ、何をやっているんだ、こういう江戸時代同様の感覚がまだ根深いんじゃないか。確かに、矯正施設の収容人員が多くなってきた、そういう問題はあるかもしれないが、根っこには、今私が指摘した問題があるというふうに私は思いますが、いかがですか。

○森山国務大臣 刑務官は定期的な研修も受けておりまして、人権の尊重ということが非常に大事だということを自分の職業に関連して具体的に学んでいるわけでございます。大半の刑務官はそのことを十分心得て忠実に職務を実行していると思います。

しかし、残念ながら、このたびのような事件が起こりまして、大変申しわけないと思いますし、この事実を説明して、処分すべき者はきちっと処分し、再発を絶対に防止していかなければいけないというふうに考えておりますが、現在の刑務官全体として考えますと、人権尊重の意識ということとは非常に大きな部分を占め、それを十分心得て仕事をしていると考えます。

○保坂委員 それでは、刑事局長そして矯正局長にも伺っていきたいんですが、今回、名古屋刑務所でこういった事態が起きていることが、捜査によつてこれから明かされる、また公判によつて事実が認定をされていくという事態になったわけですが、それ以前にもたくさんの訴えがあったんですね。

私のもとにも名古屋刑務所にいた方から、これは個別、この事件とかケースについてではなくて、制度について問いかけてございます。例えば、告訴、告発というものをした場合に、刑務官がつまり検閲をして届けられるシステムになっているんです。ここに問題ないかということ、まず

捜査側の刑事局長、どういうふうに考えますか。その後、矯正にも聞きます。

○樋渡政府参考人 検閲の問題につきましては、刑事局でお答えする立場にはないというふうに思います。告訴、告発につきましては、その訴え出る御本人からの告訴、告発を検察当局がじかに受けるものというふうに承知しております。

○保坂委員 先ほど、個別具体的なケースについてはまだお答えできません、いずれは公判廷で明らかになりますと言われているので、今制度の問題を言っているんです。

矯正局長に聞きます。つまり、施設内で起きたこのようなことについて、例えば暴行を受けた、あるいは大変な人権侵害を受けた、あるいは大けがしたというような告訴、告発をする際に、刑務官がそのものを見て検閲をするということ、やはり事案の自身がその刑務官の中に知られるわけですね。また、そのあて先は捜査機関でしよう。その告訴、告発、これについてやはり検閲をするということを考え直してはどうかと言います。

今までそうしていたというのはわかります。しかし、このような事態がある以上、捜査機関に対して告訴、告発をするときに、目的外使用だとか、やれいろいろなこと、一般のお手紙と一緒に扱っているんじゃない。これを考え直すということはありませんか。そこに絞ってお答えください。

○中井政府参考人 お答えいたします。委員十分御案内のとおり、検閲は監獄法令に基づいてやっているわけでございます。その目的につきましまして、施設の規律及び秩序を害する行為、それから逃走その他の収容目的を阻害する行為、これを防止するという点がございまして、確かにお尋ねのように、捜査機関に対する告訴、告発といふものは直ちにこれには該当しないだろうと思

います。さはさりながら、同時に、法令上、検閲を通じて知ることができる事項を当該被収容者に対する処遇の適切な実施に資するという観点もございまして、この観点から、今お尋ねの案件については、

当該目的で知り得た事項を被収容者に対する処遇の適切な実施に資することは、法令上、許されていると考えております。当然のことではありますけれども、今申し上げた三つの目的以外に検閲により了知した内容を流用することは許されておられませんし、また、施設にとって不都合な内容であるからといって、この発信をとめるようなことはおよそあってはならないと考えております。

システム上は、先ほど刑務官が検閲しているとおっしゃいましたけれども、私どもの方でこの検閲に従事する職員は書信係とか申しておりますけれども、これは専ら専従する体制になっておりまして、処遇に実際携わるところの刑務官が検閲するというシステムにはなっておりません。

○保坂委員 今までこうだったという話はわかったんですが、もう一度、刑事局長にお聞きしますけれども、これは捜査の機密ということがありますが、刑務所の中でも犯罪が刑務官によって行われたかもしれない。行われた容疑が非常に高く今捜査は始まっているわけですから、そういうことはあるわけですね。とするならば、今の検閲の点が一つ。

それから、今度は、聞き取りで捜査に入る際、やはり刑務官の方が立ち会っている。これも捜査当局としては、これは法務省の中で十分話し合っていた方がいい。いかがですか。これは変えることも含めて検討しなきゃいけないと思いますよ。

○樋渡政府参考人 まず、先生のおっしゃる検閲につきましては、法に基づいて矯正局の行政としてやっていることだというふうに思われます。捜査の秘密に関しましては、適宜その任に当たっております。今後どうするか、それは省内で検討すべきかどうかも含めまして、みんな考えているわけですね。それはあり得ないとい

○保坂委員 つまり、あり得ないんだということ

うことで、法令上定められているからとか秘密は漏らさないんだからということをもつて、やはりこれだけの事態が起きて、またそういう従来のルールでやっていくということにはならないと私は思います。

矯正局長にお尋ねしますが、名古屋刑務所からは法務大臣あての情願という形で、昨年は三十件ですか、かなり大量に出されていますね。この扱いというのは、これは何か検閲はないみたいなんですね。しかし、これだけの声があつて、処理されたんですか。何か具体的に調べたりとかそういうことをされたんですか。扱いについて、きちつとやったのかどうか。

個別じゃなくて、とにかく情願という制度自体が機能していないんじゃないかと私は指摘したいんです。例えば、名古屋ではこれだけ出ているけれども、動いた気配がありませんかということ。○中井政府参考人 情願全般についてのお尋ねと名古屋の事例についてのお尋ねがありますので、二つに分けて御説明したいと思います。

法務大臣あて情願の申し立て件数でございますけれども、過去三年間で合計七千件ございます。近年非常に著しい増加傾向を示しております。この情願書が法務省に進達されますと、当局におきまして、所要の調査を遂げて調査結果に基づいて裁決を行うこととなります。申し立てに係る施設の措置に違法または不当な点がある場合には採択の裁決をいたします。また、申立人である被収容者の救済を図るべく、施設に是正措置を講じさせるなどしております。また、施設の措置に違法または不当な点がない場合であっても、必ずしも適切でない取り扱いが認められたときは施設に改善を指導するなど、より適正な施設運営に努めているところであります。

平成十三年について申し上げますと、年間で二千四百件余りの情願を処理いたしました。このうち、採択されたり是正改善措置を講じたものは百件を超えております。私どもの理解するところでは、情願制度は監獄法上の不服申し立て制度とし

ては十分機能していると思っております。

それから、名古屋のデータについてお尋ねであります。名古屋刑務所の被収容者が行った不服申し立てのうち法務大臣情願の件数は、平成十二年が十七件、平成十三年が十七件、平成十四年十月末日現在で三十件となっております。この処理については今申し上げた一般と同じであると理解しております。

○保坂委員 大臣に伺いますけれども、すべてうまくいっていると言ふんですね。どうしてこういうことが起きるんでしょうか。

今のうちに、情願の機能はしっかりと機能してしっかりと目を光らせていると。やはり僕は、情願という言葉自体がどうかと思ふますけれどもね。情願で願うでしょう。やはりこれは、大臣直訴とかあるいは別途申し立てとかいう言葉でしつかりこれを受けとめていくシステムをもっと強化すべきだと思ふますけれども、いかがでしょう。

○森山国務大臣 情願という制度は監獄法という大変古い法律に基づいて決められているものでございまして、確かにその言葉の表現などは非常に古い時代の感覚で考えられたものだと思います。その点は私も、最初初めて見たような気がいたします。これは何だろうと思つたぐらいでございますが、そういう点で見直すべき点は確かにあるかと思ひます。

しかし、現在のところ、当局といたしましては、捜査の全容を知るといふ立場にはございませんので、今回の九月の傷害事件の原因については必ずしも明確に把握しておりませんので、被収容者からの告訴、告発や情願に不適切な対応があつたかどうかということも、これが原因になっているかどうかかわからないところでございます。

○保坂委員 大臣に情願なんですか。ですから、この機能が本当に動いているのであれば、このような、つまり名古屋刑務所の今問題になった、きょう冒頭大臣が述べられたような事態は防げたはずだということを指摘します。

そして、きょうは死刑の問題を久しぶりに議論

させていただきたいと思ひますが、緊急の事態が二つ起きています。

これは矯正局長の方からお答えいただきたいんですが、実は九九年二月にこの法務委員会が袴田巖さん、こういつたプロボクサーだったんですね。「神さま、僕は犯人では、ありません。」と云つて、獄中から物すく手紙を書きつけて冤罪を訴えたという方なんです。この袴田巖さんの件について質問させていただきます。

というのは、その九九年の法務委員会があつた日に、実は彼はもう既に十年間弁護士と会つていないんです。絶対に自分は無罪だと言つて手紙を書き続けた、訴え続けた。しかし、そうはならない、有罪になつていく。そして、上告をしたり、最高裁も死刑ということを確認している。もちろん、再審への道はあるわけですが、絶望感、は広がっていくわけですね。弁護士なんて会わない。家族は会つていたんですね。

ところが、この九九年の時点で私が驚いたのは、お姉さんの秀子さんという方がいらつしやるんですね。三年と半会えていないと言ふんです。十五回東京拘置所へ行くんだけれども会えていない。当時の矯正局長とも議論しましたし、また、やはり肉親が会えないというのはおかしい、異常な状態だということ、たまたまその日、会えたんです。この法務委員会が三年前に開かれた日に会えた。会えたけれども、一分しか会えなかつたんです。元気が、お、元気だというやりとりしかできなかった。巖やというやうな呼びかけをしたら、いや、おれは違う、何とかの神だ、別人だろうと言つて帰つちやつたんですね。それで、お姉さんがこの前来られました。それからまた三年半以上上つたんですね。東京拘置所に二十回行つたそうです。会えない。面会室に出てこない。

これは、私はゆゆしき事態だと思ひます。徳島ラジオ商殺しの事件の再審決定をした秋山弁護士、そのときは裁判官でしたが、弁護士に転じられまして、この再審の開始を今準備をしている、間もなく始まるだろうというふうにする弁護

人はおつしやつていましたけれども、弁護士との打ち合わせもできない事態。だって、十年会っていないんですから、お姉さんだつて会わないぐらいですから、この事態を何とかやはり、矯正当局は解決する必要があるんじゃないか。冤罪を訴えていますからね。これは、国際的に見ても大変珍しいケースだと思ひます。どういふふうにしますか。ぜひ、まず肉親を会わせてほしい、あらゆる努力をしてほしいと思ひます。

○中井政府参考人 現在、私どもの矯正施設に収容している特定の被収容者に関する処遇に関する具体的なお尋ねかなというぐあいに理解しております。お伺いするところによりますと、被収容者みずからが面会を拒否されているという話でございます。

そういたしますと、私どもといたしましては、当然、委員御案内と思ひますけれども、これは、行刑施設の長が本人の状況等にかんがみていろいろな判断をして、面会等も含めて運営していく、こういう法律上の構成になつております。もちろん、こういった場で委員がおつしやられたこと、私どもはそれは行刑施設の方にお伝えはいたしますが、直ちに矯正局長として今こうする、どうする、というシステムになつていないことだけはひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○保坂委員 これはもう政治家同士で大臣に伺いたいんです。この袴田さんの件については、東京拘置所にも行つていろいろ話をしました。そしてまた、長いことの拘禁だけではないんですね。確定してから緊張があります。そうすると、朝起きたり、食事をしたり、運動したりすることについては、要するに房内の生活については格別の支障はないんだそうです。しかし、おれはもう袴田巖じゃないというふうになつちやつたわけですね。だから、弁護士にも会わない家族にも会わない。これはやはり、精神的な病気になるというふうに判断していいんではないかと私は思ひます。

心神喪失の状態にあるときは法務大臣の命令によって死刑の執行停止というものは、刑法にもありますし、またこれは国際的に見ても、彼が冤罪かどうかというのも大問題なんです、しかし、万が一冤罪じゃない、私はそういうふうな言い方をしますけれども、この状態を放置することはできないんじゃないかというふうに思います。

法務大臣、質問は端的なことなんです、大臣と一緒にいいです、あるいは私だけでもいいです。やはり国会議員として、諸外国ではこういう事態が起ると国会議員は刑務所の中に入るんです。どういう状態なのか、そして施設の長とも話をし、工夫をするなり、お姉さんと対面させて、治療をどういうふうにするのかとか、きちっとしたことをやるんですね。これは今のままでは進まないんです。具体的に何らかの努力をしていただきたい。お姉さんが二十一回目、二十二回目に会いに行っても会えないでしょう。いかがですか。感想も含めてお答えください。

○森山国務大臣 被収容者の方が会いたくないとおっしゃっているという話もございますし、断片的に聞くところによりますと、少し常軌を逸した始めた精神状態なのかもしれないと思います。東京拘置所におきまして、お医者さんのカウンセリングとかそういうことをやっているというふうに聞いておりますが、拘置所の方で具体的にその症状を見て適切な判断をしていってほしいというふうに考えております。

○保坂委員 もう一人、今度は波崎事件、富山さんという死刑囚の問題についても、この際伺いたいと思います。

「死刑廃止論」を著した方で有名な最高裁判事だった団藤重光さんがインタビューに答えて言っているんです。この波崎事件の上告棄却のときにいろいろ迷った、裁判長が上告棄却の宣告をして退任をしかけたときに、傍聴席から人殺しという罵声を浴びた、やはり、本当は無実だったのかもしれないと、私はこの瞬間決定的な死刑廃止論者になったということを、今から十年前にインタ

ビューに答えていらつしやるんです。

この方は、冤罪を訴えています。今、年齢は八十五歳で、東京拘置所にいらつしやいます。そして、高血圧、動脈硬化、腎障害、排尿困難、目もほとんど見えなくなっている。面会のときは車いすでようやく来るのだが、食事もなかなか食べない。最近の手紙では、呼吸不全、そして、おなか異常に膨張して尋常じゃありませんということを訴えられているんですね。八十五歳ですよ。全身あちこち異状が出てきて、やはり、きちっと病院に移して治療に専念させるべきだというふうに思います。

国連決議で、八九年に、死刑の宣告または執行が行われない最高年齢、つまり、死刑確定囚であっても、こういう国連決議があるんですが、最高年齢というのは日本の場合決めておりませんよね。八十五歳にしてこういう状態で、目も見えない、そして身体的に非常に弱っているという方に緊急救済措置をとる必要があると思いますが、法務大臣、いかがですか。

○森山国務大臣 御本人の病状に應じまして、拘置所で適切に判断すると思います。

○保坂委員 適切な判断がなかなか矯正施設の中で行われないんですね。これは、今矯正局長も言われたように、そこまでのことができないシステムになっているんですね。

だから、例えば八十五歳にしてそれだけ異状を訴えても、確かに拘置所の中の医療的な施設はあります。ただ、例えば歯医者にしても、これは抜くしかないんですね。全部抜いちゃう。入れ歯とかそういうことはなかなかできないというふうに聞いています。事は、身体的に大変弱れているということなんです。

今、袴田殿さんの話をしました。そして、富山さんの話をしました。私も国会議員がきちっとその状態を調査するということについては、大臣の見解はいかがでしょうか。私どもが、あるいは精神科医を伴って、あるいは内科医だとかそういうお医者さんとともに、今どういう状況にあるの

か。拘置所は一生懸命やろうとしているというふうに報告を上げてくるでしょう。しかし、もう一回客観的に見るといことが必要だと思わんですが、いかがでしょうか、大臣。これは政治判断なので、ちよつと大臣に一言お願いしたい。

○森山国務大臣 今委員がおっしゃいましたことを施設の長に伝えまして、適切に判断するよう指示したいと思います。

○保坂委員 最後に、私も国会の中で、超党派で死刑廃止を推進する議員連盟をつくっております。一方で、我が国で死刑制度を維持する、そういった声も世論調査などかなり高い数字になっているというのを存じ上げた上で、国際潮流はやはり死刑廃止の方向に向かっている。

森山法務大臣も、これはごく簡単な質問ですが、司法人権セミナーというのを五月に開かせていただきました。大臣にもごあいさついただきました。大変ありがたうございました。また、当時の横内副大臣が二日間全部座って熱心にメモをとって、また、欧州評議会の議員の、時に鋭い質問にもお答えになっていました。出席議員は六十人を超えて、衆参の議長や衆参の法務委員長からもごあいさつをいただきました。そういう意味で、欧州評議会は、そのシンポジウムに関しては、日本の国会で真剣な議論が行われたという評価をされているんです。

ただ一点ちよつと、誤解を招くかなという部分がございます。それは、日本には、死んでおわびをする、そういった表現をよく使う部分があつてという、森山大臣がごあいさつの中で触れた部分なんです。これは、終わってから欧州の方の議員の方から、日本は死んでおわびする文化というふうなことで死刑の問題を考えているのかという質問も受けたりましたので、その真意はいかばかりだったかというところについてお尋ねしたいと思えます。

○森山国務大臣 先生方が大変御熱心に催されまして死刑廃止セミナーにおきまして、私、ごあい

さつ申し上げた中で、我が国では、大きな過ちを犯した人が大変申しわけないという強い謝罪の気持ちをあらわすときに、死んでおわびをするという表現をよく使うわけですが、これが我が国独特の罪悪に対する感覚をあらわしているのではないかと申上げました。

私がこんなふうに申し上げましたのは、我が国では、国民世論の多数が、極めて悪質、凶悪な犯罪につきましては死刑もやむを得ないと考えておりますので、その背景の一つには、そんなふうな気持ちの表現があるのではないかと、大きな過ちを犯したときには強く謝罪をしなければならぬという独特の罪悪に対する感覚があるのではないかと申上げましたので、そのようなことを申し上げたまででございます。

○保坂委員 この議論は、ぜひこれから深めていきたいんですが、あと一問で終わりますが、死んでおわびをするというののも一つの考え方です。しかし、生きて償いをする、そして、苦しいけれども生きて責任をとり続ける、あるいは、やれることをすべてやるということも一つの考え方だと思えます。

そして、私どもは、死刑にかわって事実上の終身刑、長期間収容されることのない刑を設けてはどうかということをこれから提案していきたいと思っておりますけれども、日本人が、みずから亡くなる方が多い。三万人台です。自殺をする方が。これはもう本当に止めなければいけない風潮だと思えます。そして、死んでおわびをするというのは、やはり切腹の文化にも近いのかなということも少し思っています。

ですから、命の尊厳ということを考えて、この問題については、きょう結論が出るほど時間がありませんので、ぜひ、死刑制度について積極的に法務省としても大臣としても議論に臨んでいただきたいという要望ですが、いかがですか。

○森山国務大臣 委員初め、何人かの議員の皆さんが、今お話しのような法案を立案するべく努力

していらつしやるということは、私も新聞等で拝見して承知しております。

法律の上でどのようにあるべきかということと、真剣に議論していただくことは大変重要なことで、その先生方のお仕事あるいはお考えについて注目していきたいというふうに思っています。

○保坂委員 時間になりましたので、終わりたいと思います。

ぜひ、この問題、今回は名古屋刑務所の中で事件ですけれども、拘留所の二人の方の処遇については緊急だということを申し上げて、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○山本委員長 次に、第百五十四回国会、内閣提出、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案、第百五十四回国会、平岡秀夫君外五名提出、裁判所法の一部を改正する法律案及び検察庁法の一部を改正する法律案並びに第百五十四回国会、水島広子君外五名提出、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

各案につきましては、第百五十四回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案
検察庁法の一部を改正する法律案
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山本委員長 この際、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案に対し、塩崎恭久君外二名から、自由民主党及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。塩崎恭久君。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案に対する修正案
正案
〔本号末尾に掲載〕

○塩崎委員 ただいま議題となりました修正案について、その趣旨を御説明いたします。

第一は、本制度による入院等の要件を明確化し、本制度の目的に即した限定的なものとすることについてです。

本制度による処遇の対象となる者は、その精神障害を改善するために医療が必要と認められる者に限られるのであって、このような医療の必要性が中心となる要件であることを明確にするとともに、仮に医療の必要性が認められる者であっても、そのすべてを本制度による処遇の対象とするのではなく、その中でも、精神障害の改善に伴って同様の行為を行うことなく社会に復帰できるよう配慮することが必要な者だけが対象となることを明確にするため、政府案の関連する規定を修正するものです。

第二は、本制度が対象者の社会復帰のための制度であることの明確化についてであります。

本制度は、対象者の社会復帰を促進することを最終的な目的とするものであり、このような制度であることをさらに明確にするため、本制度の処遇に携わる者は、対象者が円滑に社会復帰をすることができるよう努めなければならないこと、審判においては、対象者の精神障害の状態に配慮しなければならないこと、本制度による医療が、個々の対象者の精神障害の特性に応じ、かつ、その円滑な社会復帰を促進するために必要なものである

なければならぬこと等を明記する規定を政府案に加えるものです。

第三は、一般の精神医療等の水準の向上を図るべき責務の明確化についてです。

本制度の指定医療機関における医療が最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものでなければならないことはもとより、一般の精神医療についても、本制度による高度な医療水準を及ぼすことにより、その水準の向上を図るなど、精神保健、医療及び福祉全般の水準の向上を図ることが重要であることから、これが政府の責務であることとを明記する規定を政府案に加えるものです。

第四は、この法律の施行状況の国会報告や検討等についてです。

今回、この法律により新たな処遇制度を創設することにかんがみ、政府に対し、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずることを求めるものとします。

以上が、修正案の趣旨であります。

何とぞ、十分な御審議の上、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっており各案に対し、厚生労働委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたので、これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、連合審査会において、政府参考人及び参考人から説明または意見を聴取する必要が生じ

した場合には、出席を求め、説明等を聴取することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、お諮りいたします。

連合審査会において、最高裁判所から出席説明の要求がありました場合には、これを承認することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、委員長間で協議の上決定いたしますので、御了承願います。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

目次

第一章 総則

第一節 目的及び定義（第一条・第二条）

第二節 裁判所（第三条・第十五条）

第三節 指定医療機関（第十六条・第十八条）

第四節 保護観察所（第十九条・第二十三条）

第二章 審判

第一節 通則（第二十四条・第三十二条）

第二節 入院又は通院（第三十三条・第四十条）

第三節 退院又は入院継続（第四十九条・第

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

五十三條 第四節 処遇の終了又は通院期間の延長（第五十四條―第五十八條） 第五節 再入院等（第五十九條―第六十三條） 第六節 抗告（第六十四條―第七十三條） 第七節 雑則（第七十四條―第八十條） 第三章 医療 第一節 医療の実施（第八十一條―第八十五條） 第二節 精神保健指定医の必置等（第八十六條―第八十八條） 第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置（第八十九條―第九十一條） 第四節 入院者に関する措置（第九十二條―第一百條） 第五節 雑則（第一百二條―第一百三三條） 第四章 地域社会における処遇 第一節 処遇の実施計画（第一百四條―第一百五條）	第二條 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいう。 2 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいづれかの行為に当たるものをいう。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第八八条から第一百十条まで又は第二百二条に規定する行為 二 刑法第七十六條から第七十九條までに規定する行為 三 刑法第九十九條、第二百二條又は第二百三條に規定する行為 四 刑法第二百四條に規定する行為 五 刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百四十三條（第二百三十六條又は第二百三十八條に係るものに限る。）に規定する行為	た病院（その一部を指定した病院を含む。）をいう。 6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第十六條第二項において同じ。）又は薬局をいう。 第二節 裁判所 第三條 処遇事件（第三十三條第一項、第四十九條第一項若しくは第二項、第五十條第一項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十五條第一項又は第五十九條第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。）は、対象者の住所、居所若しくは所在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。 （移送） 第四條 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもって、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。 2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。 （手続の併合） 第五條 同一の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもって、併合して審判しなければならない。 （精神保健審判員） 第六條 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判	所が任命する。 2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師（以下「精神保健判定医」という。）の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。 3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。 （欠格事由） 第七條 次の各号のいづれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 前号に該当する者を除くほか、医事に関する罪を犯し刑に処せられた者 三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 四 次条第二号の規定により精神保健審判員を解任された者 （解任） 第八條 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいづれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。 一 前条第一号から第三号までのいづれかに該当するに至ったとき。 二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき。 （職権の独立） 第九條 精神保健審判員は、独立してその職権を行う。 2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。 （除斥） 第十條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十	第一條 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。）を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とする。 （定義） 第一章 総則 第一節 目的及び定義 （目的）	5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定し	5 この法律において「指定入院医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。	5 この法律において「指定入院医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。
--	---	--	---	---	---	--	--

（一）号）第二十条の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第二十六条第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十条第二号中「被告人」とあるのは「対象者（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二十条第三項に規定する対象者をいう。以下同じ。）」と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十三条第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。）」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行つた」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行つた」と、同条第七号中「第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八条第二項若しくは第七十一条第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。 （合議制） 第十一号 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十六条の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。 2 第四条第一項若しくは第二項、第五条、第四十条第一項若しくは第二項前段、第四十一条第一	一項、第四十二条第二項、第五十一条第二項、第五十六条第二項又は第六十一条第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみである。呼出状若しくは同行状を發し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を嘱託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を嘱託し、又は第二十四条第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても同様とする。 3 判事補は、第一項の合議体に加わることができない。 （裁判官の権限） 第十二号 前条第一項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第七十二条第一項及び第二項並びに第七十三条の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。 2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。 （意見を述べる義務） 第十三号 精神保健審判員は、前条第二項の評議において、その意見を述べなければならない。 （評決） 第十四号 第十一条第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによる。 （精神保健参与員） 第十五号 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。 2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。 3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。 4 第六条第三項の規定は、精神保健参与員につ	いて準用する。 第三節 指定医療機関 （指定医療機関の指定） 第十六号 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。 2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。 （指定の辞退） 第十七号 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一の前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。 （指定の取消し） 第十八号 指定医療機関が、第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十六条の規定に違反したときその他第八十一条第一項に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至つたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。 第四節 保護観察所 （事務） 第十九号 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 第三十八条（第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する生活環境の調査に関すること。 二 第一百一条に規定する生活環境の調整に関すること。 三 第一百六条に規定する精神保健観察の実施に関すること。 四 第八八条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。	五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務 （精神保健観察官） 第二十号 保護観察所に、精神保健観察官を置く。 2 精神保健観察官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。 3 前二項に定めるもののほか、精神保健観察官に関し必要な事項は、政令で定める。 （管轄） 第二十一号 第十九条各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。 一 第十九条第一号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所 二 第十九条第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地（定まつた住居を有しないときは、現在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。）を管轄する保護観察所 （照会） 第二十二号 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。 （資料提供の求め） 第二十三号 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に對し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。 第二章 審判 第一節 通則 （事実の取調べ） 第二十四号 決定又は命令をするについて必要が
---	--	--	--

ある場合は、事実の取調べをすることができる。 2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員（精神保健審判員を除く。）にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。 3 第一項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に對し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これを行うことができない。 4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳について準用する。 5 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。 （意見の陳述及び資料の提出） 第二十五条 検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。 2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。 （呼出し及び同行） 第二十六条 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。 2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、	同行状を発することができる。 3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第一項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。 （同行状の効力） 第二十七条 前条第二項又は第三項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した時から二十四時間以内にその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があつたときは、この限りでない。 （同行状の執行） 第二十八条 第二十六条第二項又は第三項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる。 2 検察官が前項の嘱託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。 3 検察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。 4 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するに適當な場所に、保護することができる。 5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。ただし、同行状はできる限り	速やかに示さなければならない。 6 同行状を執行する場合には、必要限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入るることができる。 （出頭命令） 第二十九条 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出席することを命ずることができる。 2 裁判所は、前項に規定する者が裁判所に出席するときは、検察官にその護送を嘱託するものとする。 3 前項の護送をする場合において、護送される者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、必要な措置を採ることができる。 4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の護送について準用する。 （付添人） 第三十条 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。 2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。 3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、特に必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができる。 4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。 5 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。 （審判期日） 第三十一条 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。 2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が	行う。 3 審判期日における審判は、公開しない。 4 裁判所は、検察官、指定医療機関（病院又は診療所に限る。）の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する精神保健観察官に對し、審判期日に出席することを求めることができる。 5 保護者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定により保護者となる市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）については、その指定する職員を含む。）及び付添人は、審判期日に出席することができる。 6 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。 7 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、又は許可を受けずに退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。 8 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。 （記録等の閲覧又は謄写） 第三十二条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。 2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する精神保健観察官又は付添人は、次条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあつた後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。 第二節 入院又は通院 （検察官による申立て）
---	---	---	---

二四

(被害者等の傍聴)

第四十七条 裁判所(第四十一条第一項の合議体

による裁判所を含む。は、この節に規定する審判について、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけ

るその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）から申出があるときは、その申出をした者に対し、審判期日において審判を傍聴することを許すことができる。

2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象

者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対

する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

(被害者等に対する通知)

第四十八条 裁判所は、第四十条第一項又は第四十二条の決定をした場合において、最高裁判所

規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等から申出があるときは、その申出をした者

に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
ただし、その通知をすることが対象者に対する医療の実施又はその社会復帰を妨げるおそれがあり相当でないと認められるものについては、この限りでない。

- 一 対象者の氏名及び住居
- 二 決定の年月日、主文及び理由の要旨
- 2 前項の申出は、同項に規定する決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により通知を受けた者について準用する。

第三節 退院又は入院継続
(指定入院医療機関の管理者による申立て)
第四十九条 指定入院医療機関の管理者は、当該

指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第百十七条第二項を除き、以下同じ。）による診察の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、入院を継続して医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなつた場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならない。

2 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、入院を継続して医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認め、保護観察所の長の意見を付して、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定（これらが複数あるときは、その最後のもの。次項において同じ。）があつた日から起算して六月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならない。ただし、その者が指定入院医療機関から無断で退去した日（第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合における当該離れた日を含む。）の翌日から連れ戻される日の前日までの間及び刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束された日の翌日からその拘束を解かれる日の前日までの間並びに第百条第三項後段の規定によりその者に対する医療を行わない間は、当該期間の進行は停止するものとする。

3 指定入院医療機関は、前二項の申立てをした場合は、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があつた日から起算して六月が経過した後、前二項の申立てに対する決定があるまでの間、その者の入院を継続してこの法律による医療を行うことができる。

（退院の許可等の申立て）
第五十条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができる。

2 前項に規定する者は、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定（これらが複数あるときは、その最後のもの）があつた日から三月が経過する日までは、前項の申立てをすることができない。

（退院の許可又は入院継続の確認の決定）
第五十一条 裁判所は、第四十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項の申立てがあつた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見（次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境（次条の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条後段において準用する第三十七条第三項に規定する意見）を考慮し、次の各号に掲げる区分に従ひ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 入院を継続させて医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 退院の許可の申立てを若しくはこの法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 第四十三条第二項から第四項までの規定は、第一項第二号の決定を受けた者について準用する。

4 第四十四条の規定は、第一項第二号の決定について準用する。

（対象者の鑑定）
第五十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

（準用）
第五十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第四節 処遇の終了又は通院期間の延長

（保護観察所の長による申立て）
第五十四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、継続的な医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認め、保護観察所の長の意見を付さなければならない場合は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

（処遇の終了又は通院期間の延長の決定）
第五十六条 裁判所は、第五十四条第一項若しくは

2 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

3 指定通院医療機関及び保護観察所の長は、前二項の申立てがあつた場合は、当該決定により入院によらない医療を行う期間が満了した後、前二項の申立てに対する決定があるまでの間、当該決定を受けた者に対して医療及び精神保健観察を行うことができる。

（処遇の終了の申立て）
第五十五条 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをすることができる。

2 前項に規定する者は、第四十二条第一項第二号、第五十一条第一項第二号、次条第一項第一号又は第六十一条第一項第二号の決定（これらが複数あるときは、その最後のもの）があつた日から六月が経過する日までは、前項の申立てをすることができない。

（処遇の終了又は通院期間の延長の決定）
第五十六条 裁判所は、第五十四条第一項若しくは

は第二項又は前条第一項の申立てがあつた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認められる場合 この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定

二 前号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 裁判所は、第一項第一号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、延長する期間を定めなければならない。

（対象者の鑑定）

第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

（準用）

第五十八条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第五節 再入院等

（保護観察所の長による申立て）

第五十九条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至つた場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が、第四十三条第二項（第五十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反し又は第七十七条各号に掲げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、前項と同様とする。ただし、緊急を要するときは、同項の協議を行わず、又は同項の意見を付さないことができる。

3 第五十四条第三項の規定は、前二項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

（鑑定入院命令）

第六十条 前条第一項又は第二項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ次条第一項又は第二項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることとはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、前条第一項又は第二項の規定による申立ての理由の要旨を告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正

当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して一月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。

4 第二十八条第六項、第二十九条第三項及び第三十四条第四項の規定は、第一項の命令の執行について準用する。この場合において、第三十四条第四項中「検査官」とあるのは「保護観察所の職員」と、「執行を嘱託するものとする」とあるのは「執行をさせるものとする」と読み替えるものとする。

5 第三十四条第六項の規定は、第一項の命令について準用する。

（入院等の決定）

第六十一条 裁判所は、第五十九条第一項又は第二項の規定による申立てがあつた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条第一項の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境（次条第一項の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条第一項後段において準用する第三十七条第三項に規定する意見）を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認められる場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 申立てを棄却す

る旨の決定

三 前二項の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 裁判所は、第一項第二号の決定をする場合において、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨の決定をすることができる。第五十六条第三項の規定は、この場合について準用する。

4 第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項第一号の決定を受けた者について準用する。

5 第四十五条第一項から第五項までの規定は、第一項第一号の決定の執行について準用する。

6 第二十八条第一項及び第四項から第六項までの規定は、前項において準用する第四十五条第四項及び第五項に規定する同行状の執行について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「検査官にこれを執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは「保護観察所の職員にこれを執行させることができる」と読み替えるものとする。

（対象者の鑑定）

第六十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

2 裁判所は、第六十条第一項前段の命令が発せ

られていない対象者について前項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ前条第一項又は第二項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができ、第六十条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第六節 抗告

(抗告)

第六十四条 検察官は第四十条第一項又は第四十二条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第五十一条第一項又は第二項の決定に対し、保護観察所の長は第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項から第三項までの決定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗告をすることができる。

2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十二条第一項、第五十一条第一項若しくは第二項、第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項若しくは第三項の決定に対し、二週間以内に、抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

3 第四十一条第一項の合議体による裁判所の裁判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく第四十条第一項又は第四十二条第一項の決定に対する抗告があったときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第六十五条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反し

て、取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であっても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査をすることができる。

(必要的付添人)

第六十七条 抗告裁判所は、第四十二条の決定に対して抗告があった場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又は第二項に規定する期間の経過後にあったものであることが明らかとなるときは、この限りでない。

(抗告審の裁判)

第六十八条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなければならない。ただし、第四十条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、原決定を取り消して、更に決定をすることができる。

(執行の停止)

第六十九条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもって、執行を停止することができる。

(再抗告)

第七十条 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所が第六十八条の決定に対し、二週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることが

できない。

2 第六十五条から第六十七条まで及び前条の規定は、前項の抗告に関する手続について準用する。

(再抗告審の裁判)

第七十一条 前条第一項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

2 前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消さなければならない。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第七十二条 裁判官が第三十四条第一項前段又は第六十条第一項前段の命令をした場合において、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかったこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないこと又は継続的な医療を行わなくても心神喪失若しくは心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがないことを理由としてすることができる。

3 第一項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(裁判所の処分に対する異議)

第七十三条 対象者、保護者又は付添人は、第三十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した

意思に反して、この申立てをすることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七節 雑則

(申立ての取下げ)

第七十四条 第五十条第一項、第五十五条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができる。

2 検察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に對して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判)であつて、執行すべき刑期があるものに限る。が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

(警察官の援助等)

第七十五条 第二十六条第二項若しくは第三項若しくは第四十五条第四項若しくは第五項(第六十一条第五項において準用する場合を含む。)の同行状、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定を執行する場合において、必要があるときは、裁判所又は当該執行を囑託された者は、警察官の援助又は医師その他の医療関係者の協力を求めることができる。第二十九条第二項の囑託を受けた検察官も、同様とする。

2 警察官は、第二十四条第五項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場合において、当該対象者に対して同行状が発せられていたときは、同行状が執行されるまでの間、二十四時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することができる。

(競合する処分)の調整

第七十六條 裁判所は、第四十二條第一項第一号若しくは第二号、第五十一條第一項第二号又は第六十一條第一項第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限り)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至つたときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることが出来る。

2 裁判所は、対象者について、二以上の第四十二條第一項第一号若しくは第二号、第五十一條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定があつた場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもつて、これらの決定のうちのいずれかを取り消すことが出来る。

(証人等の費用)

第七十七條 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することが出来る。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

4 第三十條第五項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第七十八條 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第三十條第四項の規定により選任された付添人に

支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することが出来る。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百八條の規定を準用する。

(精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知)

第七十九條 地方裁判所は、第三十七條第一項、第五十二條、第五十七條又は第六十二條第一項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(最高裁判所規則)

第八十條 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 医療

第一節 医療の実施

(医療の実施)

第八十一條 厚生労働大臣は、第四十二條第一項第一号若しくは第二号、第五十一條第一項第二号又は第六十一條第一項第一号の決定を受けた者に対し、必要な医療を行わなければならない。

2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置及びその他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3 第一項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。

(指定医療機関の義務)

第八十二條 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、前条第一項に規定する医療

を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)
第八十三條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)
第八十四條 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することが出来る診療報酬の額を決定することが出来る。

2 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第十四條第一項に規定する審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十七條に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することが出来る。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることが出来ない。

(報告の請求及び検査)

第八十五條 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は

当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることが出来る。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることが出来る。

第二節 精神保健指定医の必置等
(精神保健指定医の必置)
第八十六條 指定医療機関(病院又は診療所に限る。次条において同じ)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置かなければならない。

(精神保健指定医の職務)
第八十七條 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第四十九條第一項又は第二項の規定により入院を継続して医療を行う必要があるかどうかの判定、第九十二條第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第九十條第一項第一号の規定により外出させて経過を見るのが適当かどうかの判定、同条第二項第一号の規定により外泊させて経過を見るのが適当かどうかの判定、第九十條第一項第一号の規定により継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定、同条第二項第二号の規定により入院をさせて医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項第三号の規定により入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。

2 精神保健指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、第九十六條第四項の規定による診察並びに第九十七條第一項の規定による立入検査、質問及び診察を行う。

(診療録の記載義務)
第八十八條 精神保健指定医は、前条第一項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精

神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置

(指定医療機関への入院等)

第八十九条 指定入院医療機関の管理者は、病床(病院の一部)について第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関にあつては、その指定に係る病床に既に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。

2 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。

(資料提供の求め)

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(相談、援助等)

第九十一条 指定医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。

ければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

第四節 入院者に関する措置

(行動制限等)

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができる。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行ふことができない。

第九十三条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保険審議会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院して

いる者の処遇が第九十二条の規定に違反していると思料するとき、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないとき、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

(処遇改善の請求による審査)

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保険審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 社会保険審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保険審議会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保険審議会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 社会保険審議会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保険審議会が指名する精神保健指

定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保険審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保険審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し

てはならない。

(改善命令)

第九十八条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると認めるとき、第九十三条第一項の基準に適合していないと認めるときその他第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

(無断退去者に対する措置)

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(第九十二条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連戻しについて必要な援助を求めることができる。

3 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。

- 一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 退去の年月日及び時刻
- 三 症状の概要
- 四 退去者を発見するために参考となるべき人

相、服装その他の事項

五 入院年月日

六 退去者が行った対象行為の内容

七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名
警察官は、前項の所在の調査を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するに適当な場所に、保護することができる。

5 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時(第九十二条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時)から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。

6 前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。

7 第二十八条第四項から第六項まで及び第三十条第四項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第二十八条第四項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。

8 前三項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(外出等)

第百条 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に

外出させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見ることが適当であると認めるとき
二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合
三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

2 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、一週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認めるとき
二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

3 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができる。この場合において、厚生労働大臣は、第八十一条第一項の規定にかかわらず、当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に係る医療が終了した日の前日までの間に限り、その者に対する同項に規定する医療を行わないことができる。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(生活環境の調整)

第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

第五節 雑則

(国の負担)

第百二条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(権限の委任)

第百三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第四章 地域社会における処遇
第一節 処遇の実施計画

(処遇の実施計画)

第百四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者に対して入

院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、精神保健観察官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七條、第四十九條その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、第一項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の実施)

第百五條 前条第一項に掲げる決定があつた場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。

第二章 精神保健観察

(精神保健観察)

第百六條 第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によつて実施する。

一 精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求める

などして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。

二 継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第百七條 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 一定の住居に居住すること。

二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第百八條 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一條の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七條、第四十九條その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第四條の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第百九條 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第四十二條第一項第二号又は第五十一條第

一項第二号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に對する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第四節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

第百十條 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七條第二項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

一 継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなつたとき。

二 入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至つたとき。

2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七條第二項に規定する事項を考慮し、当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

第百十一條 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三條第二項(第五十一

條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する事実又は第百七條各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

第五節 雑則

(保護観察所の長による緊急の保護)

第百十二條 保護観察所の長は、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないため、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、当該決定を受けた者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払つた費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

(人材の確保等)

第百十三條 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

第五章 雑則

(刑事事件に関する手続等との関係)

第百十四條 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分等の執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容することを妨げない。

2 第四十三條第一項(第六十一條第四項において準用する場合を含む。)及び第二項(第五十一條第三項において準用する場合を含む。)並

びに第八十一条第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、適用しない。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)

第百十五條 この法律の規定は、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の規定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。

第百十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第百十七條 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者

二 指定医療機関の管理者若しくは社会保険審議会の委員又はこれらの職にあつた者

三 第三十七條第一項、第五十二條、第五十七條又は第六十二條第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師

2 精神保健指定医又は精神保健指定医であつた者が、第八十七條に規定する職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 指定医療機関の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第一項と同様とする。

第百十八條 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたとき

は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十六條第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第九十七條第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第百二十一條 第八十八條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條、第七條及び第十五條の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二條 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であつて、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第三十九條第一項の規定による無罪の裁判若しくは同条第二項の規定による刑を減輕する旨の裁判が確定した者について

も、適用する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第三條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五條を次のように改める。

(検査官の通報)

第二十五條 検査官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしないう裁判を除く。)が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)第三十三條第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 検査官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(同法第二條第三項に規定する対象者をいう。第二十六條の三及び第四十四條第一項において同じ。)について、特に必要があると認めるときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

第二十六條の二の次に次の一條を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)

第二十六條の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第六項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第五項に規定する指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第三十二條第六項中「できる者」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者」を加える。

第四十四條を次のように改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

第四十四條 この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の對象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第二節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十四條第一項前段若しくは第六十條第一項前段の命令若しくは第三十七條第五項前段若しくは第六十二條第二項前段の決定により入院している者又は同法第四十二條第一項第一号若しくは第六十一條第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十條第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)第八十四條第三項」に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十條第六項」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十條第六項又は心神喪失等の状態で

で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第五十条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く)。

第二十四条第一項中「犯罪者予防更生法第十八条各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第四号中「昭和二十五年法律第二百二十三号」の下に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)」を加える。

理由

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するため、適切な処遇を決定するための裁判所の審判手続等を定めるとともに、その医療を行うための指定医療機関及び医療を確保するために必要な精神保健観察制度等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案に対する

修正案

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の見出しを「(目的等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるよう努めなければならない。

第三条第一項中「第五十条第一項」を「第五十条」に、「第五十五条第一項」を「第五十五条」に改める。

第十三条中「評議において」の下に「精神障害者の医療に関する学識経験に基づき」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

裁判官は、前条第二項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

第二十條の見出しを「(社会復帰調整官)」に改め、同条第一項及び第二項中「精神保健観察官」を「社会復帰調整官」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 社会復帰調整官は、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものでなければならない。

第三十条第三項中「特に」を「その精神障害の状態その他の事情を考慮し、」に改める。

第三十一条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「精神保健観察官」を「社会復帰調整官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次の一項を加える。

4 審判期日における審判においては、精神障害者の精神障害の状態にに応じ、必要な配慮をしなければならない。

第三十二条第二項中「精神保健観察官」を「社

会復帰調整官」に、「第五十条第一項」を「第五十条」に、「第五十五条第一項」を「第五十五条」に改める。

第三十三条第一項及び第三十四条第一項中「継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第三十七条第一項中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第三十九条第三項中「第三十一条第七項ただし書」を「第三十一条第八項ただし書」に改める。

第四十二条第一項第一号中「入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第四十四条第一項中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第五十二条中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第五十四条第一項中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第四十九条第一項及び第二項中「入院を継続して医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第四十九条第一項及び第二項中「入院を継続して医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要」に改める。

第五十条第二項を削る。

第五十一条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第一号中「入院を継続させて医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改め、同項第二号中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第五十二条中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第五十三条中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第五十四条第一項中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第五十五条第一項中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第五十六条第一項中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第五十七条第一項中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

第五十八条第一項中「継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること」を促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるに改める。

行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律に定める医療を受ける必要に改める。

第五十五条第二項を削る。

第五十六条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第一号中「継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要」に改める。

第五十七条中「継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要」に改める。

第五十九条第一項中「入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要」に改める。

第六十一条第一項第一号中「入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要」に改め、同項第二号中「継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要」に改める。

を促進するため、この法律による医療を受けさせる必要」に改める。

第六十二条第一項中「継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要」に改める。

第七十二条第二項中「継続的な医療を行わなくても心神喪失若しくは心神耗弱の状態の原因となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要」に改める。

第七十四条第一項中「第五十条第一項」を「第五十条」に、「第五十五条第一項」を「第五十五条」に改める。

第八十一条第一項中「対し」の下に「その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために」を加える。

第八十七条第一項中「継続して」を「継続させてこの法律による」に、「継続的な」を「この法律による」に改め、「入院をさせて」の下に「この法律による」を加える。

第一百四十二条第二項中「精神保健観察官」を「社会復帰調整官」に改める。

第一百零一条第一項第一号中「継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を行う必要」に改め、同項第二号中「入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うこ

となく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要」に改め、同条第二項中「当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害者のために再び対象行為を行うおそれ」を「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律に定める医療を行う必要」に改める。

附則中第六条を第九条とし、第五条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「附則第四条」を「附則第六条」に改める。

附則中第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（精神医療等の水準の向上）

第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるものとする。

2 政府は、この法律による医療の対象とならない精神障害者に関しても、この法律による専門的な医療の水準を勘案し、個々の精神障害者の特性に応じ必要かつ適切な医療が行われるよう、精神病床の人員配置基準を見直し病床の機能分化等を図るとともに、急性期や重度の障害に対応した病床を整備することにより、精神医療全般の水準の向上を図るものとする。

3 政府は、この法律による医療の必要性の有無にかかわらず、精神障害者の地域生活の支援のため、精神障害者社会復帰施設の充実等精神保健福祉全般の水準の向上を図るものとする。

（検討等）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二編中第十四条の四を第十四条の五とし、第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二（司法精神鑑定センター） 刑事事件における被告人の心神に関する鑑定を行う鑑定人の候補者の選定並びに裁判官その他の裁判所の職員の当該鑑定に関する研究及び修養に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法精神鑑定センターを置く。

第四十一条第二項中「在つた」を「あつた」に、「乃至第六号」を「から第六号まで」に改め、「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加える。

第四十二条第一項第五号及び第四十四条第一項第四号中「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加える。

第五十六条の七を第五十六条の九とし、第五十六条の二から第五十六条の六までを二条ずつ繰り下げ、第五十六条の次に次の二条を加える。

第五十六条の二（司法精神鑑定センター教官） 最高裁判所に司法精神鑑定センター教官を置く。

司法精神鑑定センター教官は、上司の指揮を受けて、司法精神鑑定センターにおける研究及び修養の指導をつかさどる。

第五十六条の三（司法精神鑑定センター長） 最

高裁判所に司法精神鑑定センター長を置き、司法精神鑑定センター教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法精神鑑定センター長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法精神鑑定センターの事務を掌理し、司法精神鑑定センターの職員を指揮監督する。

附則第三項中「以て」を「もつて」に改め、「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(検察庁法の一部改正)

2 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加え、「在った」を「あつた」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

3 検察審査会法(昭和二十三年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加える。

(弁護士法の一部改正)

4 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「司法研修所」の下に「司法精神鑑定センター」を加え、「在った」を「あつた」に改める。

理由

刑事事件における被告人の心神に関する鑑定に資するため、最高裁判所に司法精神鑑定センターを置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四億七千三百万円の見込みである。

検察庁法の一部を改正する法律案

検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

検察庁に、政令で定めるところにより、検察官その他の検察庁の職員の職務の遂行に資するために必要な機関を附置することができる。

附則

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

理由

検察庁に、検察官その他の検察庁の職員の職務の遂行に資するために必要な機関を附置することができる。これが、この法律案を提出する理由である。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方精神保健福祉審議会」の下に「判定委員会」を加え、「指定医の診察及び」を削る。

第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会を「第三章 地方精神保健福祉審議会、判定委員会及び精神医療審査会」に改める。

第十一条の次に次の四項を加える。

(判定委員会)

第十一条の二 第二十八条の二第一項、第二十九条の二第二項(第二十九案の三の二第四項において準用する場合を含む)、第二十九条の三の二第二項及び第二十九条の四第二項の規定による判定を行わせるため、都道府県に、判定

委員会を置く。

(委員)

第十一条の三 判定委員会の委員は、第十八条第一項に規定する精神保健指定医のうちから、都道府県知事が任命する。

(判定の案件の取扱い)

第十一条の四 判定委員会は、委員二人をもつて構成する合議体で、判定の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、判定委員会がこれを定める。

3 合議体による判定は、合議体を構成する委員の意見の一致したところによる。

(政令への委任)

第十一条の五 この法律で定めるもののほか、判定委員会に必要事項は、政令で定める。

第十九条の四第一項中「第二十二条の四第三項」の下に「第二十九案の三の三」を加え、同条第二項第一号中「第二十九案第一項及び」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条の八の次に次の一条を加える。

(精神科集中治療センター)

第十九条の八の二 都道府県知事は、国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する医療施設(以下「精神科集中治療センター」という。)として指定する。

第十九条の九第一項中「が、前条」を「又は精神科集中治療センターが、第十九条の八若しくは前条」に改め、同条第三項中「指定病院」の下に「又は精神科集中治療センター」を加える。

「第三節 指定医の診察及び措置入院」を「第三節 措置入院」に改める。

第二十三条の見出し中「診察」を「判定」に改め、同条第一項中「指定医の診察」を「判定委員会の判定」に改める。

第二十七条の見出し中「指定医の診察等」を「判定

定の請求」に改め、同条第一項中「ついで」の下に「第二十九条の五の二第一項に規定する精神保健福祉調査員による」を加え、「その指定する指定医をして診察をさせなければ」を「判定委員会に対し、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を求めなければ」に改め、同条第二項中「その指定する指定医をして診察をさせる」を「判定委員会に対し、前項の判定を求める」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第二十八条の見出しを「(判定委員会による診察等)」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「都道府県知事は、前条第一項」を「判定委員会は、前項」に「させるに当つて」を「するに当つて」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

判定委員会が前条の規定により判定を求められたときは、当該判定の案件を取り扱う判定委員会の各委員は、当該判定を求められた者を診察しなければならない。

第二十八条に次の四項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の規定による診察が行われる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

5 判定委員会の委員及び前項の当該職員は、第一項又は前項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。

6 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入る場合には、判定委員会の委員及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

7 第五項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十八条の二の見出しを「(判定委員会の判

定」に改め、同条中「第二十七条第一項又は第二項の規定により診察をした指定医」を「判定委員会は、前条第一項の規定により診察をしたとき」に、「診察をした者」を「判定を求められた者」に、「の判定を行わなければ」を「並びにそのおそれがある」と認めた場合におけるその者の症状が重く高度の医療及び保護が必要であるかどうかの判定を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 判定委員会は、前項の判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、判定を求められた者の過去の病歴、現在の病状、治療状況、過去の自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす行為の有無及び内容、現在の生活環境等判定のために必要な事項について、第二十九条の五の二第一項に規定する精神保健福祉調査員に調査を行わせることができる。

第二十九条第一項中「第二十七条の規定による診察の結果、その診察」を「前条第一項の規定により通知された判定委員会の判定の結果に基づき、その判定」に、「且つ」を「かつ」に改め、「指定病院」の下に「(精神科集中治療センターを含む。第二十九条の六第一項及び第二十九条の七において同じ。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による入院措置を採る場合において、都道府県知事が、前条第一項の規定により通知された判定委員会の判定の結果に基づき、当該精神障害者についてその症状が重く高度の医療及び保護が必要であると認めるときは、その者を入院させる施設は、精神科集中治療センターとする。

第二十九条第四項中「及び指定病院」の下に「(精神科集中治療センターを含む。)」を、「第十九条の八」の下に「又は第十九条の八の二」を、「受けている指定病院」の下に「又は精神科集中治療センター」を加える。

第二十九条の二第一項中「第二十八条」を削り、「前条第一項に規定する精神病院又は指定病

院」を「精神科集中治療センター」に改め、同条第四項中「第二十七条第四項から第六項」を「第二十八条第五項から第七項」に、「第二十八条の二」を「第二十八条の二第一項」に、「診察」を「指定医の診察」に改める。

第二十九条の二の二第三項中「当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めるとき」を「判定委員会が必要と認めるとき(前条第一項の規定による入院措置に係る移送の場合にあつては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めるとき)」に改める。

第二十九条の三「第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院」を「精神科集中治療センター」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(精神科集中治療センターからの移送)

第二十九条の三の二 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により精神科集中治療センターに入院した者が、精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要がないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を精神科集中治療センター以外の国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院へ移送しなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科集中治療センターの管理者の意見を聴くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を移送するには、その者が精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要がないと認められるかどうかに関し判定委員会の判定を求めた結果、判定委員会がその必要がないと判定した場合又は判定委員会の委員の一人がその必要がないと認めた場合でなければならない。

3 判定委員会が前項の規定により判定を求められたときは、当該判定の案件を取り扱う判定委員会の各委員は、次条の規定による診察がなされてる場合を除き、当該判定を求められた者を診察しなければならない。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定

は、第一項の規定による移送について準用する。第二十九条の三の三 精神科集中治療センターの管理者は、指定医による診察の結果、第二十九条第一項の規定により入院した者が、精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要がないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第二十九条の四第一項中「指定病院」の下に「(精神科集中治療センターを含む。次条、第三十八条の二第一項及び第四十一条において同じ。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第二項中「これについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく」を「(かどうかに関し判定委員会の判定を求めた結果、判定委員会がその必要がないと判定した場合又は判定委員会の委員の一人がその必要がないと認めた)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十九条の三の二第三項の規定は、前項の規定により判定を求められた場合について準用する。

第二十九条の五の次に次の一条を加える。

(精神保健福祉調査員)

第二十九条の五の二 第二十七条第一項及び第二十八条の二第二項に規定する調査に従事させるため、都道府県に精神保健福祉調査員を置く。

2 精神保健福祉調査員は、精神保健福祉士のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、特に必要があるときは、精神障害者の保健及び福祉に關し学識経験を有する精神保健福祉士以外の者を任命することができる。

第三十四条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「判定委員会が必要と認めるとき(前条第一項の規定による入院措置に係る移送の場合にあつては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めるとき)」とあるのは、「当該精神障害者を診察した指定

医が必要と認めるとき」と読み替えるものとする。

第三十八条の三の次に次の一条を加える。

(定期の報告の判定委員会への通知)

第三十八条の三の二 都道府県知事は、前条第一項の規定により精神医療審査会に通知する事項(第三十八条の二第一項の規定による報告に係るものに限る。)を、判定委員会に通知しなければならない。

第三十八条の六第三項中「第二十七条第五項及び第六項」を「第二十八条第六項及び第七項」に改める。

第四十三条第二項中「及び第二十七条の規定を除く外」を「第二十七条並びに第二十八条第一項及び第四項から第七項までの規定を除くほか」に改める。

第四十七条第一項中「次条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(連携を図るための協力体制の整備)

第四十七条の二 都道府県等は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士その他精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互の連携を図られるよう、その協力体制の整備に努めなければならない。

第五十条の二の四第二項、第五十条の三の三第二項及び第五十一条の九第二項中「第二十七条第五項及び第六項」を「第二十八条第六項及び第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「指定医」を「判定委員会の委員」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第五十一条の十四第一項中「第十九条の八」の下に「第十九条の八の二」を、「含む。」の下に「第十九条の五の二」を加える。

第五十三条第一項中「臨時委員」の下に「判定委員会の委員」を、「精神医療審査会の委員」

の下に「、精神保健福祉調査員」を加える。

第五十五条第一号中「第二十七条第一項又は第二項」を「第二十八条第一項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二号中「第二十七條第四項」を「第二十八条第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「旧法」という。）第二十三条から第二十六条の二までの規定による申請、通報又は届出があつた者及び施行日前に旧法第二十七条第二項の規定による診察を受けた者に係る入院措置の手續については、なお従前の例による。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の項中「第十九条の八」の下に「、第十九条の八の二」を、「含む。」の下に「、第二十九条の五の二」を加える。

理 由

最近の精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉をめぐる状況にかんがみ、措置入院制度の適正な実施を確保するため、措置入院が必要であるかどうか等に関し判定を行うための判定委員会の設置、当該判定に資するための調査等を行う精神保健福祉調査員の設置並びに精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する精神科集中治療センターの指定について規定するとともに、精神

障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互の連携が図られるようその協力体制の整備について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第三号

法務委員会議録第十三号

平成十四年十一月二十七日

平成十四年十二月十九日印刷

平成十四年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F